

東北自動車道
利根川橋耐震対策工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 8 月

東日本高速道路株式会社
関東支社 加須管理事務所

目次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 監督員、主任補助監督員の権限	1
4. 配置技術者に関する事項	1
5. 工事用地等に関する事項	2
6. 自工区外盛土場に関する事項	2
7. 関連施設その他との関係	3
8. 作業日及び作業期間に関する事項	4
9. 関連工事に関する事項	5
10. 初期点検の実施	6
11. 工事費構成内訳書に関する事項	6
12. 工程表及び履行報告に関する事項	6
13. 工事用道路に関する事項	7
14. 工事用材料に関する事項	7
15. 貸与品に関する事項	7
16. 残存物件の処理に関する事項	8
17. 保安に関する事項	8
18. 環境保全に関する事項	12
19. 再生資源及び建設副産物に関する事項	13
20. 部分使用に関する事項	14
21. 現場環境改善に関する事項	15
22. 業務用プレート等に関する事項	15
23. 三者協議会に関する事項	15
24. 工事変更等検討会の設置	16
25. 完全週休2日工事	16
26. カーボンニュートラル推進工事	17
27. 工事細部に関する事項	18
28. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	52
29. 補足事項	54

添付資料

様式－１－１	工事費構成内訳書及び工程表の提出について
様式－１－２	工事費構成内訳書
様式－１－３	工程表
様式－２	工事履行報告
様式－３	残存物件調書
様式－４	再生資材供給可能量の照会について
様式－５	再生資材使用計画書
様式－６	工事記録情報 完了届
様式－７	不動産貸付申請書
様式－８	間接工事費計画書の提出について
様式－９、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－１０	間接工事費増加費用見積書
様式－１１	間接工事費増加費用の負担同意書
様式－１２、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－１３	材料調達実績報告書の提出について
別添－１	〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
別添－２	低速プロファイラの運用に関する補足資料
別添－３	取得報告書
別添－４	危険物チェックシート
別添－５	施工計画書・現場チェックリスト
別添－６	実績価格調査票
別添－７	カーボンニュートラル施工計画書（提案項目）

1. 工事概要

1-1 工事箇所

東北自動車道

(自) 埼玉県久喜市下早見 [久喜白岡 JCT (K P 24. 1)]

緯度 36° 2' 60" 経度 139° 39' 30"

(至) 栃木県佐野市西浦町 [佐野藤岡 IC (K P 55. 0)]

緯度 36° 17' 30" 経度 139° 37' 10"

首都圏中央連絡自動車道

(自) 埼玉県桶川市加納 [桶川加納 IC (K P 96. 3)]

緯度 36° 1' 20" 経度 139° 33' 50"

(至) 埼玉県久喜市下早見 [久喜白岡 JCT (K P 105. 7)]

緯度 36° 2' 60" 経度 139° 39' 30"

※ 座標については、国土地理院のホームページ「境界座標入力支援サービス」を利用すること。 <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41017.html>

1-2 施工内容

桁遊間確保工 1式

支承取替工 1式

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和7年7月版とする。また、契約書第1条に規定する仕様書に「調査等共通仕様書」を追加し、令和7年7月版を適用するものとする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和7年6月1日法律第37号 以下「建設リサイクル法」という。）第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」（2）のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-60	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告（説明書）、見積方依頼書、先発工事の入札公告（説明書）における随意契約条件のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すものとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」(4)に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

東北自動車道 川口 JCT から佐野藤岡 IC

首都圏中央連絡自動車道 川島 IC から常総 IC

上記を通過する市町村(川口市、さいたま市、蓮田市、白岡市、久喜市、加須市、羽生市、明和町、板倉町、館林市、佐野市、栃木市、川島町、桶川市、北本市、宮代町、幸手市、五霞町、境町、坂東市、常総市)

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は位置図及び下表のとおりとする。なお、本敷地は受注者に無償で貸与するものとし、使用の目的は使用用途に記載した内容に限るものとする。

名 称	①桶川加納 IC 作業基地 ②久喜白岡 JCT 高架下資材置場 ③利根川河川内作業ヤード(右岸側) ④利根川河川内作業ヤード(左岸側)
所 在 地	①埼玉県桶川市大字加納 4 8 1 (桶川加納 IC 内) ②埼玉県久喜市下早見 1 8 3 5 付近 ③埼玉県羽生市下村君 2 7 7 3 - 1 ④群馬県邑楽郡明和町千津井 9 8 1
使 用 用 途	①工事用機械の作業基地 ②残存物件及び撤去再設置を行う交通管理施設工等の置場 ③④資機材及び工事用機械置場
敷 地	①330m ² ②160m ² ③④約6,000m ²
期 間	①②工事期間中 ③④工事期間のうち、非出水期間中

ただし、①については雪氷対策期間(各年12月から翌年3月末)において、本敷地の工事用機械の移動を監督員より指示することがある。

6. 自工区外盛土場に関する事項

6-1 自工区外盛土場

6-1-1 自工区外盛土場の位置

自工区外盛土場は位置図及び下表のとおりとする。

番号	名 称	敷地	盛 土 可 能 量	補償費	摘 要
1	久喜白岡 JCT 高架下仮置場	440m ²	約1,400m ³ (約800m ³)	無償	()内は、 本工事の盛土量

なお、これらに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含まれるものとし別途支払は行わないものとする。

6-1-2 自工区外盛土場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と自工区外盛土場を共同使用する場合があるので、関

係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工 事 名	共同使用する受注者名	摘 要
1	東北自動車道 渡良瀬川橋 (北) 塗替塗装工事	ヤマダイインフラテクノス㈱	低濃度PCB廃棄物の集積箇所として使用
2	東北自動車道 渡良瀬川橋 (南) 塗替塗装工事	㈱山崎塗装店	

6-1-3 自工区外盛土場の施工計画

受注者は、自工区外盛土場の施工に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6-1-4 その他

受注者は、盛土が完了後監督員に通知し、盛土土量及び後片付け等の確認を受けるものとする。

7. 関連施設その他との関係

共通仕様書1-10「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路関係

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
河川管理用道路	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所川俣出張所	利根川橋	

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘 要
東北自動車道 (KP39.4～KP43.4)	埼玉県警察本部交通部高速 道路交通警察隊	交通規制
東北自動車道 (KP43.4～KP46.0)	群馬県警察本部交通部高速 道路交通警察隊	交通規制

(3) 河川関係

河川等名	河川等管理者名	位 置	摘 要
利根川	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所	東北自動車道 KP43.5	1級河川

(4) 電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
交通量計測装置	東日本高速道路㈱	東北自動車道 上り線KP45.5 下り線KP45.5	車線埋設
光通信ケーブル	KDDI ㈱ 東日本高速道路㈱	全工事範囲	埋設及び添架
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路㈱	全工事範囲	埋設及び添架
ハイウェイラジオケーブル	東日本高速道路㈱	全工事範囲	添架

光通信ケーブル	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	利根川橋A1橋台付近 利根川橋A2橋台付近	埋設
---------	------------------------	--------------------------	----

上表（２）の高速道路等の交通規制に必要な協議（道路交通法第８０条に基づく協議）については、原則として発注者が行うものとする。

上表（４）の撤去移設等（仮移設を含む）の取扱いについては、本特記仕様書１７－４、１７－５によるものとする。ただし、受注者の施工上の理由から別途移設を行う場合は、受注者の負担で行うものとする。なお、この場合、事前に移設計画を監督員宛に提出し、確認を得るものとする。

受注者は、上表以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

８．作業日及び作業期間に関する事項

８－１ 作業期間

共通仕様書１－１３「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。

やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間（予定）	区 間	摘 要
毎年4月下旬～5月上旬の10日間	全工事区間	高速道路等の交通規制を伴う工事
毎年8月中旬～8月下旬の10日間		
毎年12月下旬～1月上旬の10日間		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。また、金曜日及び土日・祝祭日に挟まれた平日（１日）においては、東北自動車道下り線の高速道路の交通規制（二車線規制）を伴う工事は実施できないものとする。

８－２ 夜間作業

単価表の項目名称において、（夜）と表記されているものについては、共通仕様書１－１３「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。ただし、切削機等による騒音の発生する作業については、２４時までには終了させるものとする。

８－３ 河川内工事における施工時期

一級河川利根川内の施工については、下表の期間中に行うものとする。

構造物名	期 間	摘 要
利根川橋（上下線）	毎年11月1日～5月31日	非出水期

上表に示す施工箇所及び施工期間について追加変更が生じる場合は別途監督員から通知するものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

また、出水期（６月～１０月）に作業を行う場合において、HWL＋余裕高（＋２．０m）より上方に吊足場等を確保できる場合およびHWL＋余裕高（＋２．０m）より下方であっても緊急時の退避計画が確立される場合においては通年施工が可能であるが、上表での河川区域内の施工に先立ち、緊急時の退避計画及び安全対策を記載した施工計画書を工事着手４ヶ月前までに監督員に提出し、河川管理者協議により確認を得なければならない。

８－４ 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等に

より、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

(1) 東北自動車道

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	2車線規制 可能時間帯	路肩規制 可能時間帯
上	羽生IC～館林IC	15:00～17:00を除く	20:00～翌07:00	終日可能
下	羽生IC～館林IC	終日可能	18:00～翌06:00	終日可能

9. 関連工事に関する事項

9-1 契約書第2条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
道路保全工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 加須管理事務所	(株)ネクスコ・メンテナンス関東
道路保全点検業務				(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
道路詳細点検業務				
施設保全工事業務				
東北自動車道 加須管理事務所管内 舗装補修工事		令和8年3月24日 ～令和9年3月18日		(株)エコワーク
東北自動車道 加須管内舗装補修工事		未定		未定
東北自動車道 加須管理事務所管内 橋梁補修工事		令和7年11月7日 ～令和10年1月25日		ショーボンド建設(株)
東北自動車道 加須管内橋梁補修工事		未定		未定
東北自動車道 渡良瀬川橋（北） 塗替塗装工事		令和7年3月22日 ～令和9年5月10日		ヤマダイインフラテクノス(株)
東北自動車道 渡良瀬川橋（南） 塗替塗装工事		令和7年3月26日 ～令和9年5月14日		(株)山崎塗装店
東北自動車道 利根川橋 耐震補強工事		令和5年9月14日 ～令和9年5月25日		エム・エムブリッジ(株)・鉄建建設(株) 特定JV

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に加須管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

10. 初期点検の実施

受注者は、共通仕様書 1-17-3「初期点検」に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調書を作成し監督員へ提出しなければならない。

10-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書 1-17-3「初期点検」の規定に基づき初期点検する対象構造物は、（橋梁）とする。

11. 工事費構成内訳書に関する事項

11-1 工事費構成内訳書の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、様式-1-2のとおりとする。

なお、提出は様式-1-1及び共通仕様書 1-19-1「工程表の提出」で規定する工程表（様式-1-3）と合わせて提出するものとする。

また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

12. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-1「工程表の提出」及び 1-19-2「履行報告」に規定する工程表（様式-1-3）の記入方法は次のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。なお、着工日前の余裕期間にあつては、報告不要とする。

(1) 共通仕様書 1-19-1「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	項目の名称
桁遊間確保工	構造物掘削、コンクリート、型わく、鉄筋、伸縮装置、切削オーバーレイ工、防護柵、ガードケーブル端末、防護柵撤去設置工、立入防止柵撤去設置工、眩光防止施設撤去設置工、路面標示工、視線誘導標撤去設置工、距離標撤去設置工、超速硬コンクリート、断面修復工、表面保護工、縁石工、コンクリートシール工、構造物等取壊し工、補強部材の製作A、補強部材の架設A、エレメント推進工、アンカー工、仮設覆工板工、仮設防護柵工、伸縮装置基礎工、路面標示消去工、工事標識工、舗設工、撤去工、撤去設置工
支承取替工	支承取替工、補強部材の製作B、補強部材の製作C、補強部材の架設B、補強部材の架設C
雑 工	上記以外の合計

(2) 共通仕様書 1-19-2「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 3. 工事用道路に関する事項

1 3-1 工事用道路の指定

共通仕様書 1-2-2-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」及び下表のとおりとする。

番号	路線名又は場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	備考
①	利根川右岸側河川管理用道路	7.0m (全巾)	1,100m	砂利	無償	既設
②	利根川左岸側河川管理用道路	7.5m (全巾)	2,000m	砂利	無償	既設
③	県道3号	3.5m	約700m	舗装	——	既設
④	県道162号	3.0m	約650m	舗装	——	既設
⑤	県道87号	3.0m	約350m	舗装	——	既設
⑥	市道3027号	3.5m	約500m	舗装	——	既設
⑦	県道3号	3.5m	約950m	舗装	——	既設

1 3-2 工事用道路の共同使用

本特記仕様書 1 3-1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1-2-2-5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。

番号	工 事 名	受 注 者
①②	東北自動車道 利根川橋耐震補強工事	エム・エムブリッジ(株)・鉄建建設(株) 特定 J V
	国土交通省関連工事	未定
③④	東北自動車道 渡良瀬川橋(北) 塗替塗装工事	ヤマダイインフラテクノス(株)
⑤⑥ ⑦	東北自動車道 渡良瀬川橋(南) 塗替塗装工事	(株)山崎塗装店

1 4. 工事用材料に関する事項

1 4-1 ウォータージェット工法に使用する水

ウォータージェット工法に使用する水については、清水（水道水）とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。

連絡等施設名	単価（税込）
加須 I C 内プラーザ	2 6 1 円/m ³

上表に示す単価は現時点の単価であり、変更する場合がある。

1 5. 貸与品に関する事項

1 5-1 貸与品

契約書第 1 5 条第 1 項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	2 台	加須管理事務所	工事期間中
車載式標識	車載用 L E D 標識	—		
矢印板、ラバコン、規制標識、保安ロボット	設計図による	1 式		
標識等安全施設		1 式		
防護車両		—		
遠隔操作型 L E D 表示機		1 式		

数量を「—」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

1 6．残存物件の処理に関する事項

1 6－1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で発生する残存物件及び引渡し方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書（様式－3）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
支承	鋼製ピン支承	6	基	発注者に引渡す場合は 久喜白岡 J C T 高架下 資材置場
仮設段差防止装置	H150×L720	6	基	
伸縮装置	鋼製フィンガージョイント	63	m	
立入防止柵	H2.0m×L16.5m	28	m	
ガードケーブル端末	G c－A－T 1	2	箇所	
ガードレール	G r－A－2 B（B P）	16	m	

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

1 6－2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1 6－1 「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者とで別途協議し定めるものとする。

1 7．保安に関する事項

1 7－1 安全管理の強化

1 7－1－1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

（1）定義

第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め開放が困難となることで生じる大渋滞

（２）実施手順

１）施工計画への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

２）受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無い確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達し確実に実施するものとする。

３）施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記１）・２）で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記１）及び２）の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

（３）その他

重大事故リスクマネジメントの実施に要する費用は、諸経費に含むものとし別途支払いは行わない。

ただし、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要となることが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

１７－１－２ 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底すること。

１７－１－３ 新規入場者教育

新規入場者教育については、全ての使用人等に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

１７－１－４ 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善すること。

1 7 - 1 - 5 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時には電子ホイッスル、ハンズフリータイプのトランシーバー等の使用等、誘導員が後退する車両への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。

工事用車両の後退が夜間となる場合は、発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着等、誘導員の視認性を向上させる対策を講ずるものとする。

また、上記対策について、施工計画書を監督員に提出するとともに、作業手順書への記載と K Y 等の実施により関連する全ての使用人等に対して指導を徹底するものとする。

1 7 - 1 - 6 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

1 7 - 1 - 7 標識等の設置

共通仕様書 1 - 2 5 - 1 (1) 及び (4) に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等による施工箇所の明示により、交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

1 7 - 1 - 8 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 7 - 1 - 9 工事に使用する機械について

受注者は、公称質量 2 1 t 以上のブルドーザを使用する場合は、R O P S (転倒時保護構造) を装着したブルドーザを使用するものとする。

1 7 - 1 - 1 0 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上に 2 5 t 吊り能力以上の移動式クレーンまたはモンケンを除く杭打機等(基礎工事用機械の車両系建設機械)を使用する場合は、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 7 - 2 交通規制等

1 7 - 2 - 1 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等(警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等)の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 7 - 2 - 2 保険の付保

保険の付保については、共通仕様書 1 - 5 5 - 1 「保険の付保」によらず、次のとおりとする。

・契約書第 5 7 条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険(賠償責任保険は除く)の付保は任意とし、賠償責任保険(支払限度額 1 億円以上)は付保するものとする。

1 7-3 工事用車両の休憩施設駐車場利用について

工事用車両（連絡車を含む。）による休憩施設の駐車場の利用については、お客様の利用を優先とする観点から、原則、工事用車両の待機場所に使用してはならない。

ただし、休憩施設内工事を伴う場合、または、やむを得ず待機場所として使用する場合は、駐車する車両の車種、台数、駐車位置及び安全措置について施工計画書を提出するものとする。

また、緊急時やトイレ利用などで立ち寄る際は、お客様の利便性を優先しトイレ及び商業施設の最遠端の駐車マスを利用するよう配慮するものとする。

1 7-4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 7-4-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路㈱、KDDI ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」（令和5年8月）」（以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 7-4-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 7-4-3 光通信ケーブル等の確認等について

- (1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- (2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりである。

種別	管理者	条件等	貸与する資料	適用
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路（株）	埋設・添架	管理用図面	
光通信ケーブル	KDDI（株） 東日本高速道路（株）	埋設・添架	管理用図面	
交通量計測装置	東日本高速道路（株）	埋設	管理用図面	
ハイウェイラジオケーブル	東日本高速道路（株）	添架	管理用図面	

- (3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 7-5 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

1 7-5-1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル

[Ver. 1. 2] (平成28年10月・東日本高速道路(株)関東支社)」(以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「埋設物等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

17-5-2 埋設物等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」(以下「損傷事故防止監理者」という。)を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び専門技術者(光通信ケーブル等損傷事故の防止の事項を記載している場合は光ケーブル等損傷事故防止監理者を含む)と兼ねることができるものとする。

17-5-3 地下埋設物の確認等について

- (1) 地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物の管理者及び監督員と受注者の立会のもと、現地で確認するものとする。
- (2) 本工事に近接する地下埋設物は、下表のとおりである。

地下埋設物の種類	管理者	条件等	貸与する資料
光通信ケーブル	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	埋設表示なし	

- (3) 試掘については、原則として次のとおり行うものとする。
 - ① 試掘位置及び試掘方法は、埋設物管理者及び監督員の指示により決定する。
 - ② 試掘による埋設物の確認は、埋設物管理者及び監督員の立会のもと実施する。
 - ③ 試掘の結果によって、埋設物の位置が不明の場合は、埋設物管理者及び監督員に連絡し、その指示に基づき、必要な追加調査等を実施する。
- (4) 前項(3)の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

17-6 保安に関する費用

保安に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

18. 環境保全に関する事項

18-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

18-2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

18-3 汚濁水処理

ウォータージェット工法により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。

18-4 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

19. 再生資源及び建設副産物に関する事項

19-1 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
コンクリート塊（有筋）	コンクリート構造物取壊し（Type A、B）、アンカー工	約200m ³	再資源化施設
コンクリート塊（無筋）	コンクリート構造物取壊し（Type C） 支承取替工	約20m ³	再資源化施設
アスファルト・コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し（Type A、B）、 切削オーバーレイ工	約80m ³	再資源化施設
建設発生土	構造物掘削	約800m ³	本特記仕様書6-1自工区外盛土場に関する事項による
建設発生木材 （伐採木・除根材など）	撤去工 樹木伐採	—	—
建設汚泥	ウォータージェット工法 汚濁水処理	—	—
研削材・ケレンかす、 廃塗膜	補強部材の架設	—	—

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 （有筋）	（株）杉浦土木	埼玉県行田市 堤根651-1	定休日：日曜日、祝祭日 受入時間：8時00分～10時00分、 10時30分～12時00分、13時00分～15時00分、 15時30分～17時00分 （時間外受入不可） 最大寸法：30cm×30cm×30cm

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (無筋)	(株) 杉浦土木	埼玉県行田市 堤根651-1	定休日：日曜日、祝祭日 受入時間：8時00分～10時00分、 10時30分～12時00分、13時00分～15時00分、 15時30分～17時00分 (時間外受入不可) 最大寸法：30 c m×30 c m×30 c m
アスファルト・ コンクリート塊	館林アスコン (株)	群馬県館林市 大字近藤字開 拓665-1外4筆	定休日：日曜日、祝祭日 受入時間：8時00分～17時00分 (時間外受入不可) 最大寸法：50 c m×50 c m×50 c m

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- (3) 建設発生木材、建設汚泥、研削材・ケレンかす、廃塗膜の処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 9 - 2 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等（建設発生土、建設発生木材、建設汚泥、研削材・ケレンかす、廃塗膜の処理を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 0 . 部分使用に関する事項

2 0 - 1 工事の部分使用

共通仕様書 1 - 4 9 - 1 「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
42. 9KP～44. 2KPの舗装路面	日々の施工完了後	一般の用に供するため
伸縮装置	日々の施工完了後	一般の用に供するため
防護柵	日々の施工完了後	一般の用に供するため
仮設覆工板	日々の施工完了後	一般の用に供するため
仮設防護柵	日々の施工完了後	一般の用に供するため

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

- 1) 部分使用検査 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に基づく検査を兼ねるものとする。
- 2) 検査実施日時 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の日時とする。

- 3) 検査対象工事目的物 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の工事目的物とする。
- 4) 検査を実施する者 別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかの者。

2 1. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1-20-1 「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書 26 に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	・緑化、花壇
現場環境改善 （営繕関係）	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ・現場休憩所の快適化
現場環境改善 （安全関係）	・盗難防止対策（警報機等）
地域連携	・社会貢献

2 2. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（ETC専用）を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（ETC専用）を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道 路 名	区 間	備 考
東北自動車道	羽生IC～佐野藤岡IC間	・交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車 ・アスファルト廃材の運搬車
	佐野藤岡IC～久喜IC間	構造物掘削において発生する土砂を現場から本特記仕様書 6-1 に示す自工区外盛土場まで運搬する運搬車
東北自動車道・首都圏中央連絡自動車道	佐野藤岡IC～桶川加納IC間	切削機・フィニッシャー・転圧機械・小型バックホウ等を本特記仕様書 5-1 に示す作業基地から現場まで運搬する運搬車

2 3. 三者協議会に関する事項

2 3-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物

の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

(1) 利根川橋の耐震補強設計

2 3 - 2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添－1に示す「〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結するものとする。

2 3 - 3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 3 - 4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1－5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び1－17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 4. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 5. 完全週休2日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日を達成するよう工事を実施する「完全週休2日工事（発注者指定方式）」である。

2 5 - 1 定義

- (1) 「完全週休2日」とは、対象期間の全ての週において、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、共通仕様書1－13「作業日」に示す期間については、原則、作業を行ってはならないものとする。
- (2) 「対象期間」とは、着工日から工事完成日までの期間をいう。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉鎖された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

2 5 - 2 履行確認（完全週休2日確保の確認方法）

- (1) 現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡を行うものとする。

- (2) 受注者は、工事完了後に、完全週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」（別添一3）を作成し、監督員へ提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- (3) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」及び共通仕様書1-19-3「週間工程表」に規定する工事实績等を基に、完全週休2日の取得状況を確認するものとする。なお、1週間の定義は「着工日の曜日始まり」を基本とし、7日間に満たない週は除くものとする。
- (4) 履行確認の結果、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額を減額変更するものとする。

25-3 工期

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間

25-4 完全週休2日工事に要する費用

25-4-1 補正対象項目及び補正方法

発注者は、完全週休2日工事の積算に当たっては、「土木工事積算基準（4週8休）」における「現場閉所による4週8休以上の確保：週単位」を適用し、設計金額の算出を行うものとする。ただし、見積対象とした項目においては、最終参考見積書の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）を確認し、完全週休2日に係る費用が含まれていないものについては、NEXCOの「土木工事積算基準（4週8休）」における「現場閉所による4週8休以上の確保：週単位」を適用し、補正額を算出するものとする。

また、完全週休2日の確保を本特記仕様書25-2「履行確認（完全週休2日確保の確認方法）（2）」による確認後、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-33-1「新単価」の規定によるものとし、NEXCOの土木工事積算基準により減額費用を算出するものとする。ただし、見積対象とした項目においては、最終参考見積書に記載している完全週休2日に係る費用の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）に基づき減額変更を行うものとし、最終参考見積書に内訳の記載がないものについては、NEXCOの「土木工事積算基準（4週8休）」における「現場閉所による4週8休以上の確保：週単位」を適用し、減額費用を算出するものとする。

25-4-2 支払

完全週休2日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価及び諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

26. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価を受けることができる工事である。

2 6 - 1 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （１）本工事で行う取り組み
- （２）次のいずれかを行う取り組み
 - ・CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- （３）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- （４）本工事において実施が確認できる取り組み
- （５）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

2 6 - 2 取り組みの提案及び加点評価対象の通知

- （１）受注者は取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添－７）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。
- （２）監督員は、提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「2 6 - 1」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

2 6 - 3 履行確認

- （１）受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19, 20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- （２）監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

2 6 - 4 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

2 7. 工事細部に関する事項

2 7 - 1 施工計画書

共通仕様書 1 - 2 0 - 1 「施工計画書の提出」に次を追加する。

- （１６）光通信ケーブル等損傷事故防止の対策
- （１７）架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

2 7 - 2 作業時間帯による単価表の項目名称の表記区分

単価表の項目名称の末尾に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

施工時間	単価表の項目末尾の表記	備 考
夜間作業	（夜）	
昼間作業	無表記	

27-3 桁遊間確保工

27-3-1 定義

桁遊間確保工とは、常時及び地震時に桁がパラペットに衝突しないよう桁遊間を確保することをいう。

なお、その工事内容は設計図「桁遊間確保工A」に示すとおりとする。

27-3-2 区分及び作業内容

(1) 区分

桁遊間確保工の単価表の項目及び区分は、次のとおりとする。

区分番号	区分名称	項目名称
【1】	土工	構造物掘削 普通部 A 普通部 B (夜) 特殊部 A 1 特殊部 A 2
【2】	コンクリート構造物工	コンクリート A 1-3 A 1-4 D 1-1 型わく A A (夜) C C (夜) D 鉄筋 A A (夜) B (夜) C C (夜) D D (夜)
【3】	付属物工	伸縮装置 A (夜)
【4】	舗装工	切削オーバーレイ工 A 1 (t = 4 cm) D (t = 4 cm)
【5】	交通安全施設工	防護柵 Gr-A-2B (BP) ガードケーブル端末 端末Gc-A-T1 防護柵撤去設置工 ガードレール Gr-A-4E ガードレール Gr-SBm-2E ガードレール Gr-SBm-2E (S) ガードケーブル Gc-A-7E 立入防止柵撤去設置工 一般型非積雪地用 A 一般型非積雪地用 B 眩光防止施設撤去設置工

		眩光防止網 A 1 眩光防止板 T y p e A i
【 6 】	交通管理施設工	路面標示工 路面標示標準型 A 1 (夜) 路面標示標準型 C 1 (夜) 路面標示 J I S 規格型 A 1 (夜) 路面標示 J I S 規格型 B 1 (夜) 路面標示 J I S 規格型 B 3 (夜) 突起型路面標示 B 2 - 1 (夜) 視線誘導標撤去設置工 A 2 - 2 距離標撤去設置工 C 2
【 7 】	構造物保全工	超速硬コンクリート B (夜) 断面修復工 A 表面保護工 コンクリート表面被覆工
【 8 】	雑工	縁石工 工場製コンクリート縁石 コンクリートシール工 t = 1 0 c m t = 2 0 c m 構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (T y p e A) コンクリート構造物取壊し (T y p e A) (夜) コンクリート構造物取壊し (T y p e B) コンクリート構造物取壊し (T y p e C) アスファルト舗装版取壊し (T y p e A) アスファルト舗装版取壊し (T y p e B) (夜)
【 9 】	交通規制工	交通規制工 路肩規制 A 一車線規制 A 一車線規制 B 一車線規制 C (夜) 二車線規制 C (夜) 交通保安要員 交通誘導警備員 A 交通誘導警備員 B
【 1 0 】	構造物補強工	補強部材の製作 A 補強部材の架設 A 高力ボルト本締め工 A 1
【 1 1 】	エレメント推進工	鋼製エレメントの製作 A B C 鋼製エレメント推進工 A B C コンクリート充填工

		J E S継手防錆工 J E S継手グラウト充填工 裏込め注入工 エレメント表面塗装 C-5
【12】	アンカー工	φ29 (L=0.39m) φ35 (L=0.51m)
【13】	仮設覆工板工	標準覆工板設置・撤去 特殊覆工板設置・撤去A (夜) 特殊覆工板設置・撤去B (夜) 標準覆工板賃料
【14】	仮設防護柵工	仮設防護柵設置・撤去A (夜) 仮設防護柵設置・撤去B (夜) 仮設防護柵設置・撤去C (夜) 仮設防護柵賃料
【15】	伸縮装置基礎工	A (夜) B (夜)
【16】	路面標示消去工	路面標示消去A (夜) 路面標示消去B (夜) 路面標示消去C (夜) 突起型路面標示消去B (夜)
【17】	工事標識工	A
【18】	舗設工	A (t=60cm)
【19】	撤去工	伸縮装置 (夜) 仮設段差防止装置 樹木伐採 工事標識 ガードケーブル端末 Gc-A-T1 ガードレール Gr-A-2B (BP)
【20】	撤去設置工	単柱標識 LED標識 排水管A コンクリートブロック 橋名板 橋歴板

(2) 作業内容

桁遊間確保工の単価表の項目及び作業内容は次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
桁遊間確保工 A	本特記仕様書27-3-3「材料及び施工等」に示すとおりとする。

27-3-3 材料及び施工等

桁遊間確保工の材料及び施工等は次のとおりとする。

【1】土工

1) 種別

(1) 共通仕様書2-8-1 (1) に規定する構造物掘削の作業内容は、次のとおりとする。

種別	作業内容	備考
構造物掘削 普通部 A	1) 立坑部の掘削 2) 掘削土を自工区外盛土場へ運搬、仮置き 3) 自工区外盛土場の掘削土を立坑部に運搬 4) 立坑底面部から R C パラペット底面部までの裏込め箇所への敷均し、含水比調整、締固め、整形及び仕上げ 5) R C パラペット底面部から上部の埋戻し箇所への敷均し、含水比調整、締固め	土質区分：B 水替の有無：無し
構造物掘削 普通部 B	1) 鋼製エレメントと既設パラペット間の土砂掘削 2) 新設 R C パラペットと既設橋台間の埋戻し箇所への敷均し、含水比調整、締固め 3) 自工区外盛土場への残土運搬	土質区分：B 水替の有無：無し
構造物掘削 特殊部 A 1	1) 立坑部の掘削 2) 掘削土を自工区外盛土場へ運搬、仮置き 3) ライナープレート及びセグメントビーム等による土留め 4) 自工区外盛土場の掘削土を立坑部に運搬 5) 埋戻し箇所への敷均し、含水比調整、締固め	土質区分：B 水替の有無：無し
構造物掘削 特殊部 A 2	1) 立坑部の掘削 2) 掘削土を自工区外盛土場へ運搬、仮置き 3) 自工区外盛土場の掘削土を立坑部に運搬 4) R C パラペット背面に裏込め箇所への敷均し、含水比調整、締固め、整形及び仕上げ 5) ライナープレート及びセグメントビームの撤去	土質区分：B 水替の有無：無し

(2) 共通仕様書 2-8-1 (1) に規定する構造物掘削 特殊部の「種別」は次のとおりとする。

単価表の 項目	土留の種別、長さ	材料 区分	施工方法	施工後の 土留壁の 処理	摘要
構造物掘削 特殊部 A 1	土留壁：ライナープレート t=2.7mm セグメントビーム：H型鋼 300×300×10×15 縦荷重用補強材：65×65×6×5300	購入品	—	撤去	

2) 材料及び施工

- (1) 構造物掘削で発生する土砂は、本特記仕様書 6-1-1 に示す自工区外盛土場へ運搬し、仮置するものとする。
- (2) 裏込め材による埋戻しの材料及び施工は、土工施工管理要領に示す基準に適合するものとする。
- (3) 掘削中に予期しない不良土または転石（50cm以上）等に遭遇した場合は、監督員に報告し、その処理方法について監督員と協議するものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (4) 出水期の期間中は、立坑部を定規断面+50cmの高さまで埋戻した状態にするものとする。
- (5) 建設発生土、撤去材の処分については別途指示するものとし、これらに要する費用について監督員と受注者で協議して定めるものとする。

【2】コンクリート構造物工

1) 鉄筋工の種別

共通仕様書 8-4-2 に規定する鉄筋の「種別」に以下を追加する。

単価表の項目	使用箇所	継手の種類
鉄筋 D	鉄筋コンクリート構造物	エンクローズ溶接継手

2) 鉄筋工の施工

共通仕様書 8-4-5 に規定する「施工」に以下を追加する。

- (4) エンクローズ溶接の継手部の品質管理は、「コンクリート施工管理要領」に定めるガス圧接継手の管理試験の試験項目及び頻度等を準用するものとする。

【3】 付属物工

1) 伸縮装置の種別

共通仕様書 11-4-2 に規定する伸縮装置の「種別」に以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
伸縮装置 A	鋼フィンガージョイントで鋼材を主材料とし、車両重量をくし形の部材で支持する構造で、設計条件に応じて製作する伸縮装置	伸縮装置支持梁を含む

【4】 舗装工

1) 舗装工の適用すべき諸基準

共通仕様書 13-2 「適用すべき諸基準」に次を追加する。

- ・「低速プロファイラの運用に関する補足資料（別添-2）」
- ・高弾性上層路盤用混合物 設計・施工管理要領（令和6年4月）

2) アスファルト混合物の種別

共通仕様書 13-8-4 「種別」に下表を追加する。

種別	区分内容
切削オーバーレイ工 A1 (t = 4 cm)	路肩部の既設舗装面を路面切削機により切削（厚さ 4 cm）したのち、高機能舗装Ⅱ型用混合物（厚さ 4 cm）を舗設するもの
切削オーバーレイ工 D (t = 4 cm)	路肩部の既設舗装面を路面切削機により切削（厚さ 4 cm）したのち、密粒度アスファルト混合物（タイプA）（厚さ 4 cm）を舗設するもの

3) アスファルト混合物の材料及び基準

(1) 使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数

共通仕様書 13-8-5 「材料及び基準」に示す使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数等については次のとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合による単価の変更は原則として行わないものとする。

アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突固め回数
高機能舗装Ⅱ型用混合物（表層）	改質アスファルト（一般用）	5.3%	最大粒径13mm	両面 各50回
密粒度アスファルト混合物（タイプA）	改質アスファルトⅡ型（一般用）	5.4%	最大粒径13mm	両面 各75回

本施工における舗装工事管理週報（舗装施工管理要領 付録-1 管理様式-202）にあわせて、週報に記載する出荷日の注文伝票（写し）、納入伝票（写し）、自動計量装置の印字記録装置の印字記録を提出するものとする。

4) 試験舗装

本工事における試験舗装については、共通仕様書 1 3 - 8 - 7 によらず行わないものとする。

5) 瀝青材

瀝青材の散布量は、舗装施工管理要領Ⅲ-1-3に示す「瀝青材料の散布試験」に基づき決定するものとする。

6) アスファルト混合物の日常管理試験値が不合格の場合の処置

受注者は、試験舗装を行わないアスファルト混合物の日常管理試験において、舗装施工管理要領Ⅲ-1-4(1)「表Ⅲ-1-7 日常管理試験項目及びひん度」に示す規格値に適合しない場合は、すみやかに原因調査を行い、その結果を監督員に報告するものとする。

なお、規格値を満足しないアスファルト混合物の再施工に関する費用は、すべて受注者の負担とする。また、原因が究明されるまでの間、当該アスファルト混合物の使用は一時中止するものとする。

7) 舗装廃材の処理

(1) 共通仕様書 1 3 - 8 - 1 0 「舗装廃材の処理」に示す廃材の処理場所は、本特記仕様書 1 9 - 1 「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については契約単価に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

(2) 切削オーバーレイ工の施工にあたり、クラック抑制シート混入の切削廃材があった場合は、速やかに監督員に報告するものとする。また、クラック抑制シート混入の切削廃材は、再生資材として利用可能とするため、クラック抑制シート廃材とアスファルト・コンクリート塊に仕分けし、適切に処分するものとする。なお、仕分けに要する費用及び仕分け後のクラック抑制シート廃材の運搬処理（最終処分）に要する費用については、別途監督員と協議するものとする。

8) 施工

(1) 切削オーバーレイ工の施工にあたり、既設舗装材が切削面に残存する場合は、入念にこれを取り除かなければならない。

(2) 交通量計測装置箇所の施工に際し、事前に機能を停止する手続きが必要となることから、工程調整のうえ、施工 1 週間前までに監督員に対し交通量計測装置の機能停止手続きを依頼するものとする。

【5】交通安全施設工

1) 防護柵工の種別

共通仕様書 1 5 - 3 - 2 に規定するガードレールの「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	区分内容
防護柵 Gr-A-2B(BP)	橋台路肩側ウィング部にベースプレート式の防護柵を設置するもの

2) 防護柵撤去設置工の種別及び発生材の処理

共通仕様書 1 5 - 8 - 2 に規定する防護柵撤去設置工の「種別及び発生材の処理方法」は、次のとおりとする。

種別	区分内容	発生材の 処理方法
防護柵撤去設置工 ガードレール Gr-A-4E	路肩側に設置されている既設防護柵を撤去し、撤去した材料を再設置するもの	再利用
防護柵撤去設置工 ガードレール Gr-SBm-2E	中央分離帯に設置されている防護柵を撤去し、撤去した材料を再設置するもの	再利用
防護柵撤去設置工 ガードレール Gr-SBm-2E (S)	中央分離帯に設置されている既設防護柵を撤去し、撤去した材料を再設置するもの	再利用
防護柵撤去設置工 ガードケーブル Gc-A-7E	路肩側に設置されている既設ガードケーブルを撤去し撤去した材料を再設置するもの	再利用

3) 防護柵撤去設置工の施工

共通仕様書 15-8-4「施工」に以下を追加する。

- (3) 橋台改築により橋梁端部の位置が土工部側にセットバックするため、ガードレール設置時に端部の調整及びボルトの穴あけ加工を行うものとする。
- (4) 撤去した防護柵は久喜白岡 JCT 高架下資材置場に仮置きの上、保管するものとする。
- (5) 既設防護柵の損傷等により、撤去した防護柵の再利用が不可能な場合は、監督員に報告しその指示に従うものとする。なお、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

4) 立入防止柵撤去設置工の種別及び発生材の処理

共通仕様書 15-9-2 に規定する立入防止柵撤去設置工の「種別及び発生材の処理方法」は、次のとおりとする。

種別	区分内容	発生材の 処理方法
立入防止柵撤去設置工 一般型非積雪地用 A	路肩側に設置されている立入防止柵を撤去し、撤去した材料を再設置するもの	再利用
立入防止柵撤去設置工 一般型非積雪地用 B	A 1、A 2 橋台既設パラペット前面に設置されている立入防止柵を撤去し、一部の材料が利用可能なため再設置するもの	一部再利用

5) 立入防止柵撤去設置工の施工

- (1) 一般型非積雪地用 A については橋台改築により橋梁端部の位置が土工部側にセットバックするため、設置時に端部の調整を行うものとする。
- (2) 一般型非積雪地用 B については、支承取替工に伴う沓座面の取壊しが発生するため沓座全面に設置する立入防止柵は新しい材料にて設置するものとする。

- (3) 撤去した立入防止柵は久喜白岡 J C T 高架下資材置場に仮置きの上、保管するものとする。
- (4) 既設立入防止柵の損傷等により、撤去した立入防止柵の再利用が不可能な場合は、監督員に報告しその指示に従うものとする。なお、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

6) 眩光防止施設撤去設置工の種別及び発生材の処理

共通仕様書 15-12-2 に規定する眩光防止施設撤去設置工の「種別及び発生材の処理方法」は、次のとおりとする。

種別	区分内容	発生材の処理方法
眩光防止施設撤去設置工 眩光防止網 A1	A 1 橋台、中央分離帯に設置されている眩光防止網を撤去し、撤去した材料を再設置するもの	再利用
眩光防止施設撤去設置工 眩光防止板 TypeAi	A 2 橋台、中央分離帯に設置されている眩光防止板を撤去し、撤去した材料を再設置するもの	再利用

7) 眩光防止施設撤去設置工の施工

- (1) 眩光防止網 A 1 については橋台改築により橋梁端部の位置が土工部側にセットバックするため、設置時に端部の調整を行うものとする。
- (2) 撤去した眩光防止施設は久喜白岡 J C T 高架下資材置場に仮置きの上、保管するものとする。
- (3) 既設眩光防止施設の損傷等により、撤去した眩光防止施設の再利用が不可能な場合は、監督員に報告しその指示に従うものとする。なお、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

【6】交通管理施設工

1) 路面標示工の種別

共通仕様書 16-4-2 に規定する路面標示工の「種別」に下表を追加する。

種別	路面標示の塗色	区分内容
路面標示 JIS 規格型 B3	黒色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅 20 cm を施工するものをいう

2) 視線誘導標撤去設置工の種別及び発生材の処理

共通仕様書 16-9-2 に規定する視線誘導標撤去設置工の「種別及び発生材の処理方法」は、次のとおりとする。

種別	区分内容	発生材の処理方法
視線誘導標撤去設置工 A 2 - 2	A 1、A 2 橋台、中央分離帯に設置されている視線誘導標を撤去し、撤去した材料を再設置するもの	再利用

3) 視線誘導標撤去設置工の施工

共通仕様書 1 6 - 9 - 4 「施工」に以下を追加する。

- (1) 撤去した視線誘導標は久喜白岡 J C T 高架下資材置場に仮置きの上、保管するものとする。
- (2) 既設視線誘導標の損傷等により、撤去した視線誘導標の再利用が不可能な場合は、監督員に報告しその指示に従うものとする。なお、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

4) 距離標撤去設置工の種別及び発生材の処理

共通仕様書 1 6 - 1 0 - 2 に規定する距離標撤去設置工の「種別及び発生材の処理方法」は、次のとおりとする。

種別	区分内容	発生材の処理方法
距離標撤去設置工 C 2	A 1、A 2 橋台、中央分離帯に設置されている距離標を撤去し、撤去した材料を再設置するもの	再利用

5) 距離標撤去設置工の施工

- (1) 撤去した距離標は久喜白岡 J C T 高架下資材置場に仮置きの上、保管するものとする
- (2) 既設距離標の損傷等により、撤去した距離標の再利用が不可能な場合は、監督員に報告しその指示に従うものとする。なお、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

【7】構造物保全工

1) 超速硬コンクリートの種別

共通仕様書 1 7 - 7 - 2 に規定する超速硬コンクリートの「種別」は以下のとおりとする。

単価表の項目	使用区分	使用構造物	交通開放時における圧縮強度 (N/mm ²)	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプの範囲 (cm)
超速硬コンクリート B	延長床版部の場所打ちコンクリート、伸縮装置部に使用するもの	床版	30	25	10～14

2) 交通開放

共通仕様書 1 7 - 7 - 5 「交通開放」を次のとおり変更する。

交通開放は監督員が特に指示した場合を除いて、30N/mm²以上で行うものとする。

【8】雑工

1) コンクリートシール工の種別

コンクリートシール工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
コンクリートシール工 t = 10cm	中央分離帯(立坑部)のコンクリートシール工を復旧するもの	
コンクリートシール工 t = 20cm	既設橋台と鋼製エレメント間及び既設橋台とRCパラペット間の防水コンクリートを施工するもの	

2) 構造物等取壊し工の種別

共通仕様書 18-12-2 に規定する構造物等取壊し工の「種別」は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
コンクリート構造物取壊し (Type A)	既設コンクリート構造物（有筋）について、人力施工による取壊し、再資源化施設への搬出、処分を行うもの	既設パラペット、既設壁高欄
コンクリート構造物取壊し (Type B)	既設コンクリート構造物（有筋）について、ウォータージェット工法による取壊し、再資源化施設への搬出、処分を行うもの	既設パラペット切断面、既設壁高欄切断面
コンクリート構造物取壊し (Type C)	既設コンクリート構造物（無筋）について、ブレーカー等の機械による取壊し、再資源化施設への搬出、処分を行うもの	立坑部シールコンクリート
アスファルト舗装版取壊し (Type A)	既設アスファルト舗装版について、機械施工による取壊し、再資源化施設への搬出、処分を行うもの	立坑部既設アスファルト
アスファルト舗装版取壊し (Type B)	既設アスファルト舗装版について、機械施工による取壊し、再資源化施設への搬出、処分を行うもの	本線部既設アスファルト

3) 構造物等取壊し工の施工

共通仕様書 18-12-3 に規定する「施工」に以下を追加する。

- (1) ウォータージェット工法による取壊しは、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-1-2の規定に従って行うものとする。
- (2) ウォータージェット工法による取壊しは、本体構造物に損傷を与えないよう慎重に施工するものとする。
- (3) ウォータージェット工法に使用する清水（水道水）は契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (4) ウォータージェット工法による回収（汚濁）水は沈殿槽に貯水し排水時においてその水質は、各自治体が定める基準に適合しなければならない。なお、回収（汚濁）水の沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (5) 回収（汚濁）水から分離した汚泥の処分については、法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、汚泥の処分に要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。
- (6) 施工中の飛散防止対策に要する費用は契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

(7) 既設舗装の取り壊し等により発生した廃材の処理については、本特記仕様書 19-1 「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用は契約単価に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

【9】交通規制工

1) 交通規制工の種別

共通仕様書 19-3-2 「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容については下表のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所	区分内容	規制時間	備考
路肩規制 A	東北自動車道 (上下) 羽生IC～館林IC	「道路保全要領 (路上作業編)」 に規定する路肩 規制 A、路肩規 制 B 及び路肩規 制 C をいい、設 計図に示す交通 規制図に基づき 実施するもの。	08:30～17:30 (09:00～17:00)	
一車線規制 A	東北自動車道 (下り) 羽生IC～館林IC	「道路保全要領 (路上作業 編)」に規定す る走行車線規制 及び追越車線規 制をいい、設計 図に示す交通規 制図に基づき実 施するもの。	08:00～18:00 (09:00～17:00)	
一車線規制 B	東北自動車道 (上り) 羽生IC～館林IC		06:00～15:00 (07:00～14:00)	
一車線規制 C	東北自動車道 (上下) 羽生IC～館林IC		20:00～翌06:00 (21:00～05:00)	
二車線規制 C	東北自動車道 (上下) 羽生IC～館林IC		20:00～翌06:00 (21:00～05:00)	

①各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。

②上表の規制時間とは、1 回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。

③（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。

④交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は交通規制工に含むものとする。

なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2) 交通規制工の施工

(1) 本特記仕様書 8-4、及び道路交通法第 80 条の規定に基づく協議に伴い実施するものとする。

(2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示し

た場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

3) 交通安全要員の種別及び配置

(1) 共通仕様書 19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置場所 (拘束時間)	休憩時間における 交替要員の計上	備考
交通誘導警備員 A	08:00～17:00 (07:30～17:30)	無	
交通誘導警備員 B	08:00～17:00 (07:30～17:30)	無	

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通安全要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通安全要員の配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

配置場所		交通安全要員の種別	配置人数	休憩時間における 交替要員	摘要
久喜白岡 J C T 高架下仮置場	・ 工事車両出入口	交通誘導警備員 A	1 人	—	
久喜白岡 J C T 高架下資材置場	・ 工事車両出入口	交通誘導警備員 B	1 人	—	
利根川右岸側 河川管理用道路 出入口付近	・ 工事車両出入口	交通誘導警備員 B	1 人	—	
利根川左岸側 河川管理用道路 出入口付近	・ 工事車両出入口	交通誘導警備員 B	1 人	—	

なお、受注者の責によらず、交通安全要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

4) 交通安全要員の配置

受注者は、共通仕様書 19-4-3「交通安全要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

【10】構造物補強工

1) 構造物補強工の定義

構造物補強工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物の補強をいい、補強に用いる鋼部材(以下「補強部材」という)の製作、輸送、防錆及び架設に関する一般事項を取り扱う。

2) 補強部材の製作の種別

補強部材の製作の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
補強部材の製作 A	桁端部の縦桁延長部材の製作加工、工場塗装及び輸送を行うもの	

3) 補強部材の製作の材料

補強部材の材料は、共通仕様書 10-6-3 の規定に従うものとする。

4) 補強部材の製作

- (1) 補強部材の製作は、共通仕様書 10-6-4 (1) 及び (2) の規定に従うものとする。
- (2) 部材製作に先立ち、実橋の寸法調査、取付位置の確認を行い、その結果を製作に反映させるものとする。実橋の確認により、補強部材取付位置の既設部材に損傷及び変状が確認された場合は監督員へ報告するものとする。また、損傷及び変状に対する補修等の必要が生じた場合は監督員の指示に従うものとし、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

5) 補強部材の架設の種別

補強部材の架設の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
補強部材の架設 A	桁端部の縦桁延長部材の取付を行うもの ・ 橋梁下からの補強部材荷上げ ・ 補強部材取付工 ・ 既設部材のボルト孔明 ・ 既設部材の旧塗膜剥離及び素地調整 (1 種ケレン) ・ 既設部材及び補強部材の塗装	
補強部材の架設 高力ボルト本締め工 A 1	トルシア形高力ボルト (S 1 0 T) の材料調達、材料運搬、本締め、ピンテール処理を行うもの	

6) 補強部材の架設の素地調整及び塗膜剥離

補強部材の架設 A の素地調整及び塗膜剥離について、共通仕様書 17-4 に次を追加する。

6-1) 塗膜の除去

受注者は、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について (平成 26 年 5 月 30 日付け 厚生労働省労働基準局通達) 及び「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について (一部改正) (令和 4 年 5 月 18 日付け 厚生労働省基準局通達) (以下「厚労省通達」という。)」に基づき、鉛等有害物を含有する塗料の素地調整に先立ち、湿潤化による剥離やかき落とし作業を行うものとする。

6-2) 施工計画書

受注者は、共通仕様書 1-20-1 「施工計画書」によるほか、厚労省通達、関連法令及び構造物施工管理要領Ⅲ-2-1 に基づくとともに土木研究所資料「土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン (案) 改訂第 2 版、平成 29 年 3 月 (以下「ガイドライン (案)」という。)」に準拠し、工事着手前に次の各号に掲げる事項の細部計画を記載した施工計画書を監督員に提出するとともに、立案した施工計画については労働基準監督への確認を行い、塗膜除去工の作業を実施しなければならない。

なお、監督員は提出された施工計画書に不備もしくは明らかなかし等がある場合には、受注者に対し修正を求めることができるものとする。

1) 計画工程表

2) 安全管理体制

- ・ 喫煙場所及び足場内への火気持込禁止措置
- ・ 外部からの点火源の侵入防止対策
- ・ ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を使用する場合、作業箇所に

おける明示方法及び作業員以外の立ち入り禁止措置の方法

- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業における作業員の常時状況把握の体制構築
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜除去作業の近接作業禁止措置
- ・作業中止の措置

3) 塗装の除去方法及び主要材料

- ・使用する塗膜剥離剤の製品名
- ・塗膜剥離剤の使用量及び塗布回数（計画）
- ・塗膜剥離剤による塗膜除去困難箇所の範囲と残存する塗膜厚の目標値（平均）
- ・塗膜除去完了後の確認方法（乾式ブラスト施工前）
- ・養生シート等全てのシートの難燃性能又は防火性能
- ・塗膜くずの搬出及びその頻度
- ・安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書の安全上の留意事項の厳守

4) 使用する剥離剤の危険物に該当の有無

- ・ガイドライン（案）の品質基準との適合
- ・安全データシート（SDS）などによる消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類

5) 安全設備・装備

- ・換気設備の配置計画（作業箇所の全体換気と低位置換気）と作業中常時換気
- ・警報装置等（火災感知器・煙感知器・ガス検知器）の配置計画（同報機能を有すること）
- ・保護具の使用（防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴）及び適正使用（使用方法、使用時間・回数等）
- ・帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服、保護手袋、保護長靴及びシューズカバー等）の使用
- ・防爆性能を有する電気機器等（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、閉開器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）の使用と点検及び整備

6) 危険物の管理（保管数量の管理及び保管方法）

- ・危険物等チェックシート（別添－４－１、別添－４－２）の作成及び管理

7) 火災発生時等の脱出・避難

- ・二方向以上を確保した避難路や昇降口以外の非常時の脱出口設置の計画
- ・誘導灯の配置計画

8) 作業従事者への教育・訓練

9) 施工計画書チェックリストの確認、現場チェックリストの確認（別添－５－１、別添－５－２）

6－３) 作業主任者の配置

関係法令に従い「作業主任者」を選任し、配置するものとする。

作業主任者を選任した場合は、作業主任者の氏名とその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等、関係労働者に周知するものとする。

6－４) 材料

共通仕様書 17－４－２「材料」に次を追加する。

- (3) 塗膜除去に使用する塗膜剥離剤は、ガイドライン（案）付属資料 1「土木鋼構造物用塗膜剥離剤およびこれを用いた塗膜除去工法の品質規格（暫定案）」によるものとする。ただし、剥離性については、1回の塗布で除去できる塗膜厚の基準値、塗膜除去後の塗替塗膜の耐久性・防食性は除くものとする。

(4) 上塗塗装の色

上塗塗装の塗色は下表のとおりとする。

橋名	種別	塗装箇所	上塗塗装の塗色
利根川橋	C-5	エレメント露出部の表面	P22-90D

共通仕様書 17-4-2 (2) に規定する上塗塗装の塗色は、(社)日本塗料工業会塗料用標準色見本帳(2024年P版)による。なお、塗装系及び上塗塗装の塗色の変更を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員及び受注者とで協議し定めるものとする。

6-5) 施工

共通仕様書 17-4-3 「施工」に次を追加する。

(5) 塗装されている塗料

旧塗膜及び湿潤化による塗膜除去方法は下表のとおりとする。

橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去工 及び 素地調整
	塗装系	履歴		
利根川橋	A系	再塗装2回目	長油性フタル酸樹脂系	塗膜剥離剤による除去後 乾式ブラストによる素地調整

塗膜剥離剤の1回当たりの標準使用量は $1\text{kg}/\text{m}^2$ を想定しており、塗膜剥離剤塗布・塗膜除去を行う回数は2回を想定している。なお、実施にあたっては、現地における剥離状況の確認を行い、剥離剤の使用量及び除去回数等、塗膜除去工について変更する必要があると監督員が認めて工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負代金額の変更が必要と認められるときは、監督員と受注者とで協議するものとする。

(6) 素地調整

素地調整種別は下表のとおりとする。

橋名	素地調整の種別	摘要
利根川橋	1種	

受注者は、塗膜剥離剤により既存塗膜の除去を行う場合、塗膜除去完了後に行う乾式ブラスト施工時において、鉛等有害物の濃度を十分に低下させる実用上の効果が期待できる工法を使用するものとする。なお、塗膜剥離剤による既存塗膜の除去程度は、特殊部や狹隘部などの塗膜除去困難部を除き、黒皮又は鋼素地面を露出させるものとする。

(7) 研削材及びケレンかすの処理

1種ケレンによる塗膜の除去及び素地調整により発生する研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処理については本特記仕様書 19-1 「建設副産物の活用等」によるものとし、研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処分に要する費用については、監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

(8) 安全対策

施工にあたっては、厚労省通達、関連法令及び構造物施工管理要領Ⅲ-2-1-3の規定に従わなければならない。

また、塗膜の除去作業にあたっては、作業員の安全や火災に対する安全等対策や周辺環境への影響についても考慮し、次の対策を実施する。なお、塗膜除去に有機溶剤を使用する場合の

安全対策に要する費用のうち剥離剤用環境対策資機材及び剥離剤用安全衛生保護具については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(9) 塗膜剥離剤による塗膜除去作業

塗膜剥離剤による塗膜除去作業にあたっては、次の対策を実施する。

【共通事項】

- 1) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業箇所については、その旨を明示すると共に、作業員以外の立ち入り禁止措置を講じる。
- 2) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業は、常時、作業員の状況を把握できるような体制を確保すること。
- 3) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業を近接した場所で同時に行うことは避けること
- 4) 剥離剤を使用してかき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生する。足場外には、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出すること。また、運搬又は貯蔵を行う場合は、堅固な容器に入れる又は、確実に包装した上で、見やすい箇所に名称や取扱いに上の注意事項を表示する。なお、作業中は安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書に示された安全上の留意点に従うこと。
- 5) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、塗膜除去工の作業の実施箇所ごとに全体換気設備と合わせて作業箇所の低位置においても換気設備を配置し、作業開始前に十分換気し作業を開始するとともに、作業中常時使用すること。また、有効に作動するガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスや中毒など人体に悪影響を及ぼす可能性のあるガスが滞留しやすい低い位置で測定を行い、使用する剥離剤に応じ適切に設定した基準値を超過した場合及びその他異常を察知した場合は直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。
- 6) 塗膜剥離剤は、ガイドライン（案）の品質基準に適合するものとし、安全データシート（SDS）などのより消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類を確認して、適切な方法で保管すること。また、塗膜剥離剤の品質基準以外の基準についてもガイドライン（案）に準拠すること。
- 7) 避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路の確保や、昇降口以外に非常時の脱出口を設置し、煙充満時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置すること。
- 8) すべての作業員に対して、安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこと。
- 9) 施工計画書を遵守するとともに、現地条件等の変更が生じた場合は、施工計画を変更すること。また、施工計画書チェックリスト及び現場チェックリスト（別添－5）を作成すること。施工計画書チェックリストをもとに、施工計画書を確認し、現場チェックリストを用いて、現地を確認すること。監督員から要請があった場合、チェックリストで確認した結果を提出するものとする。

【火災対策】

- 10) 塗膜除去工の作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止すること。また、電気機器（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、閉開器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）は防爆性能を有するものを定められた使用方法で適切に使用するものとし、点検、整備を十分に行うこと。
- 11) 危険物を足場内に持ち込まないこと。また、危険物等チェックシート（別添－4－1、別添－4－2）を作成し、危険物の管理を実施すること。監督員から要請のあった場合、チェックシートで確認した結果を提出するものとする。
- 12) 喫煙場所を作業場所と独立した場所に配置する。また、足場内への火気（たばこ・ライター）の持ち込みを禁止すること。また、高速道路上の走行車両からの投げタバコ等、足場内に外部から点火源が侵入しないような対策を実施すること。

- 1 3) 養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能または防災性能を有するものを使用すること。
- 1 4) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、防爆性能を有する電気設備、帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服・保護手袋・保護長靴及びシューズカバー等）を使用する。
- 1 5) 火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置する。なお、それぞれ有効に感知できる機種を選定し、適切な位置に配置すること。

【中毒対策】

- 1 6) 作業場所をビニールシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、作業場所内の剥離剤ガス、蒸気等の濃度が高くなることが想定されるため、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。
 - 1 7) ベンジンアルコールを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクを使用すること。
 - 1 8) ベンジンアルコールを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用させること。
 - 1 9) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）を使用すること。
 - 2 0) 防毒マスクは、使用時間及びマスクの状態を作業主任者など作業員以外の者が常時厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換すること。
 - 2 1) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用すること。
 - 2 2) 防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）、不透性の防護服・保護手袋・保護長靴などの保護具を確実に着用するとともに、防毒使用方法、使用時間・回数等を遵守する。
- (1 0) 安全衛生保護具

当初契約において安全衛生保護具は次表の数量に基づき計上するものとする。契約締結後実際の施工に要した安全衛生保護具の数量を監督員に報告の上、これに要する費用を監督員と受注者との協議し定めるものとする。

名称	数量（個）	摘要
電動ファン付き呼吸用保護具	3	・世話役1人、塗装工2人(計3人)
呼吸用保護具用フィルター	48	・3人×4個×4日
防護手袋	48	・3人×4組×4日
シューズカバー	48	・3人×4個×4日
使い捨て化学防護服	48	・3人×4着×4日

6-6) 増し塗り

増し塗り塗装に要する費用については、補強部材の架設の契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

7) 補強部材の架設の材料及び施工

補強部材の架設に関する材料及び施工は、共通仕様書10-7-2「材料及び施工」、10-9-2「施工」によるほか、以下によるものとする。

- (1) 現場溶接の施工は日本道路協会「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)」20.8の規定に従うものとする。なお、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

- (2) 撤去した部材は久喜白岡 J C T 高架下資材置場まで運搬し、仮置きするものとする。また処分については別途指示するものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

【11】エレメント推進工

1) 適用すべき諸基準

「HEP & JES 工法」技術資料(2025年3月)鉄道ACT研究会 HEP & JES 工法委員会(以下「技術資料」という。)

2) 定義

エレメント推進工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、パラペット形成のため複数のエレメントを発進立坑より推進を行うことをいい、エレメント推進工に用いる材料の製作、推進、コンクリート充填、JES 継手の防錆、JES 継手のグラウト充填、裏込め注入、表面塗装を行うことをいう。

3) 種別

エレメント推進工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
エレメント推進工 鋼製エレメントの製作A	Aエレメント及び刃口の製作、運搬	
エレメント推進工 鋼製エレメントの製作B	Bエレメント及び刃口の製作、運搬	
エレメント推進工 鋼製エレメントの製作C	Cエレメント及び刃口の製作、運搬	
エレメント推進工 鋼製エレメント推進工A	・基準エレメントの推進 ・土留工の鏡切 ・エレメント内土砂の掘削・積込・運搬	
エレメント推進工 鋼製エレメント推進工B	・一般エレメントの推進 ・土留工の鏡切 ・エレメント内土砂の掘削・積込・運搬	
エレメント推進工 鋼製エレメント推進工C	・定着エレメントの推進 ・土留工の鏡切 ・エレメント内土砂の掘削・積込・運搬	
エレメント推進工 コンクリート充填工	・鋼製エレメント内の洗浄 ・高流動コンクリートをエレメント内に充填 ・仕切版の取付 ・エレメント端部へつま板の取付 ・打設用グラウトホールの取付	
エレメント推進工 JES 継手防錆工	・JES 継手部の下地処理 ・FRPライニング貼付けによる腐食防護	
エレメント推進工 JES 継手グラウト充填工	・JES 継手部の清掃 ・グラウト漏出防止のためのコーキング ・エア抜き用の主爪切断 ・グラウト鋼板の取付 ・JES 継手内部へグラウトの充填	
エレメント推進工 裏込め注入工	エレメント周囲の空隙に裏込め注入を行うもの	

エレメント推進工 エレメント表面塗装C-5	エレメント表面の露出部に表面塗装を施すもの	
--------------------------	-----------------------	--

4) 材料

(1) 鋼製エレメント

- 1) 鋼製エレメントの材料及び製作は、「技術資料」付属資料34「JES形鋼、JESエレメントおよび仮設エレメント等製作仕様書」の「JESエレメント製作仕様書」3. 材料の規格に適合するものとし、材料規格証明書を監督員に提出するものとする。
- 2) 鋼製エレメントの製作に使用する溶接材料については、「技術資料」第Ⅱ編 第10章 2. 10. 3「JES継手部の腐食防止」を満足するものとする。

(2) コンクリート充填工

- 1) コンクリート充填工に使用する高流動コンクリートは「技術資料」第Ⅲ編 第5章 3. 5. 10「コンクリート充填工」及び「高流動コンクリート施工指針」によるものとする。
- 2) 試し練り
高流動コンクリートは事前に試験練りを実施するものとする。この結果に基づき、監督員が示方配合指示するものとする。これに要する費用は諸経費に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

(3) JES継手防錆工

JES継手防錆工に使用する防錆シートは、「技術資料」第Ⅱ編 第10章 2. 10. 3「JES継手部の腐食防止」を満足するものとする。

(4) JES継手グラウト充填工

JES継手グラウト充填工に使用するグラウトは「技術資料」第Ⅲ編 第5章 3. 5. 9「グラウト充填工」を満足するものとする。

(5) 裏込め注入工

裏込め注入工に使用する注入材料は、「技術資料」付属資料22「裏込め注入材料」を満足するものとする。

(6) エレメント表面塗装

エレメント表面塗装の材料は、共通仕様書10-7-2の規定による他、以下の規定に従うものとする。

- 1) 塗装系及び上塗塗装の塗色は、次の規定のとおりとする。

塗装系	上塗塗装の塗色
C-5	P22-90D

上塗塗装の塗色の色票番号は、日本塗装工業会塗料用標準色見本帳(2024年P版)の色票番号とする。なお、塗装系及び上塗塗装の塗色の変更を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員及び受注者とで協議し定めるものとする。

5) 施工

- (1) 鋼製エレメントの製作は、「技術資料」付属資料34「JES形鋼、JESエレメント及び仮設エレメント等製作仕様書」により製作するものとする。

- (2) 鋼製エレメント推進工の施工は、「技術資料」第三編 第5章 3. 5. 3の「エレメント推進工」の規定によるものとする。
鋼製エレメント推進工の掘削方法等が「技術資料」と異なる方法を用いる場合は、監督員と受注者との協議するものとし、受注者の掘削方法が妥当でかつ請負金額に著しい変更が認められるときは、これらに要する費用については監督員と受注者との協議するものとする。
- (3) コンクリート充填工の施工は、「技術資料」第Ⅲ編 第5章 3. 5. 10「コンクリート充填工」によるものとする。
- (4) JES継手防錆工の施工は、「技術資料」第Ⅱ編 第10章 2. 10. 3「JES継手部の腐食防止」によるものとする。
- (5) JES継手グラウト充填工の施工は、「技術資料」第Ⅲ編 第5章 3. 5. 9「グラウト充填工」によるものとする。
- (6) 裏込め注入工の施工は、「技術資料」第Ⅲ編 第5章 3. 5. 7「裏込め注入工」によるものとする。

【12】アンカー工

1) 定義

アンカー工とは設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設構造物の削孔及びアンカー鉄筋の固定をいう。

2) 種別

アンカー工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
アンカー工 φ29 (L=0. 39m)	既設構造物を水平方向に削孔径29mmで削孔し、アンカー鉄筋を接着剤により固定するもの	
アンカー工 φ35 (L=0. 51m)	既設構造物を水平方向に削孔径35mmで削孔し、アンカー鉄筋を接着剤により固定するもの	

3) 材料

定着用接着剤の材料は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-6-2-1の規定によるものとする。

4) 施工

- (1) アンカー工の施工は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-6-2-1の各項に従って行うものとする。
- (2) アンカー削孔を行う箇所は、鉄筋探査を行い、その結果を監督員に報告するものとする。これらに要する費用については関連する単価項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。なお、鉄筋探査結果により決定した削孔位置にて削孔中に、鉄筋等を損傷させた場合は、削孔を中止し、損傷させた鉄筋の位置、種別を確認し、監督員に報告するものとする。その後の処置については、監督員と受注者で協議するものとする。
- (3) アンカー削工に伴い発生するコンクリート構造物の廃材処理にあたっては、共通仕様書1-28および本特記仕様書19-1「建設副産物の活用等」に基づき、適切に行うものとする。また運搬処理に要する費用は契約単価に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

【13】仮設覆工板工

1) 定義

仮設覆工板工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、橋台改築の途中段階での一時交通開放のための仮設覆工板の製作、設置、撤去を行うことをいう。

2) 種別

仮設覆工板工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
仮設覆工板工 標準覆工板設置・撤去	- 標準覆工板の設置及び撤去、標準覆工桁・標準覆工桁ブラケットの製作、設置及び施工完了後の撤去 - 土留鋼材・調整材の設置及び施工完了後の撤去	
仮設覆工板工 特殊覆工板設置・撤去A	- 一次特殊覆工板・一次特殊覆工桁・一次特殊覆工桁ブラケットの製作、設置、施工完了後の撤去、運搬及び処分 - 掘削、舗装の仮復旧	
仮設覆工板工 特殊覆工板設置・撤去B	二次特殊覆工板・二次特殊覆工板用仮設伸縮装置・二次特殊覆工板支持梁・二次特殊覆工桁・高さ調整プレートの製作、設置、施工完了後の撤去、運搬及び処分	
仮設覆工板工 標準覆工板賃料	標準覆工板の賃料、修理損耗費	

3) 材料

(1) 標準覆工板及び特殊覆工板の材料は、次のとおりとする。

材料規格等	材料区分	種別	摘要
標準覆工板 3000×1000×200	リース品	—	
一次特殊覆工板 コンクリート $\sigma_{ck}=150\text{N/mm}^2$	—	表面すべり止め加工	
二次特殊覆工板 コンクリート $\sigma_{ck}=150\text{N/mm}^2$	—	表面すべり止め加工	

(2) 舗装の仮復旧の材料は次のとおりとする。

舗装仮復旧材料	備考
アスファルト安定処理混合物（厚さ9.5cm）、 基層用遮水性アスファルト混合物（厚さ10cm）	伸縮装置基礎A上部

4) 製作

特殊覆工板の製作は、日本道路協会「道路橋示方書・同解説（Ⅱ．鋼橋・鋼部材編）」20.7の関係各項の規定に従うものとする。

5) 施工

(1) 特殊覆工板のすべり止め加工は、「舗装施工管理要領」の規定に従うものとする。

- (2) 特殊覆工板は交通開放にあたり、支持部材と十分固定するものとする。
- (3) 撤去材の処分については別途指示するものとし、これらに要する費用については監督員と受注者で協議して定めるものとする。

【14】仮設防護柵工

1) 定義

仮設防護柵工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、仮設防護柵等を設置・撤去することをいう。

2) 種別

仮設防護柵工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
仮設防護柵工 仮設防護柵設置・撤去A	仮設防護柵A（アンカーピン打込み型）を設置及び撤去するもの	土工部
仮設防護柵工 仮設防護柵設置・撤去B	仮設防護柵B（ホールインアンカー型）を設置及び撤去するもの	覆工板部
仮設防護柵工 仮設防護柵設置・撤去C	仮設防護柵C（アンカーピン無し）を設置及び撤去するもの	橋梁部
仮設防護柵工 仮設防護柵賃料	仮設防護柵の賃料、整備費	

3) 材料

仮設防護柵の材料は、次のとおりとする。

材料規格等	材料区分	設置箇所	摘要
ガードレール規格：A種 基礎の種別：H鋼基礎	リース品	中央分離帯、路肩	

4) 施工

- (1) 仮設防護柵を設置する際は、転倒しないよう事前に設置箇所の確認を行うものとする。
- (2) 仮設防護柵設置・撤去Aの施工時において、仮設防護柵を所定の位置に据え付けた後、固定用アンカーピンを路面に打ち込み固定するものとし、撤去時においては孔埋めするものとする。

【15】伸縮装置基礎工

1) 定義

伸縮装置基礎工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、伸縮装置設置の基礎となるプレキャストコンクリートの製作、運搬及び設置を行うことをいう。

2) 種別

伸縮装置基礎工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
伸縮装置基礎工 A	一次特殊覆工板、二次特殊覆工板設置用プレキャストコンクリートの工場製作、設置箇所への運搬、エレメント定着筋の設置、プレキャストコンクリートの設置、グラウトの注入を行うもの
伸縮装置基礎工 B	伸縮装置設置用プレキャストコンクリートの工場製作、設置箇所への運搬、エレメント定着筋の設置、プレキャストコンクリートの設置、グラウトの注入を行うもの

3) 材料及び製作

- (1) 伸縮装置基礎工の製作に使用する材料は、「コンクリート施工管理要領」3-7の規定に従うものとする。
- (2) 完成した伸縮装置基礎の圧縮強度および鉄筋かぶりの試験は、「コンクリート施工管理要領」7-2に規定する非破壊検査を準用し確認するものとする。なお、対象構造物と測定ひん度は下表によるものとする。

対象構造物	圧縮強度		鉄筋かぶり	
	検査ひん度	測定箇所	検査ひん度	測定箇所
プレキャストコンクリート $\sigma_{ck} = 30 \text{ N/mm}^2$	1箇所/基	側面	1箇所/基	側面

4) 施工

- (1) 伸縮装置基礎の設置方法、使用器具、使用機械についてあらかじめ施工計画書を提出し、監督員の確認を得るものとする。
- (2) 伸縮装置基礎工の設置に関する管理基準等については、計画書を監督員に提出し、確認を得るものとする。

【16】路面標示消去工

1) 定義

路面標示消去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設路面標示を消去することをいう。

2) 種別

路面標示消去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
路面標示消去工 路面標示消去A	既設路面標示（標示幅15cm）をウォータージェット工法により消去するもの
路面標示消去工 路面標示消去B	既設路面標示（標示幅20cm）をウォータージェット工法により消去するもの
路面標示消去工 路面標示消去C	既設路面標示（導流標示）をウォータージェット工法により消去するもの
路面標示消去工 突起型路面標示消去B	既設路面標示（高さ5mm以上の突起型（リブ）と平坦部（標示幅20cm））を削り取り方式及びウォータージェット工法により消去するもの

3) 施工

- (1) 突起型路面標示消去工にあたっては、突起部を削り取り方式で撤去したのち、平坦部をウォータージェット工法で消去するものとする。
- (2) ウォータージェット工法により発生する回収（汚濁）水は沈殿槽に貯水し排水時においてその水質は、各自治体が定める基準に適合するものとする。なお回収（汚濁）水の沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (3) ウォータージェット工法に使用する清水（水道水）は関連する契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (4) 回収（汚濁）水から分離した汚泥の処分については、関連する法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、汚泥の処分に要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

【17】工事標識工

1) 定義

工事標識工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う工事案内標識の設置等を行うことをいう。

2) 種別

工事標識工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
工事標識工 A	工事案内標識及び注意喚起標識を設置するもの	

3) 材料

工事標識工に使用する材料は、次のとおりとする。

材料	材料区分	貸与期間
工事標識	支給品	工事期間中

4) 施工

- (1) 工事標識看板は、既設防護柵に固結し、中央分離帯防護柵ビームより張り出さないように設置するものとする。

【18】舗設工

1) 定義

舗設工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、アスファルト混合物、粒状路盤の製造、運搬、舗設、締固め及び仕上げを行うことをいう。なお、舗設工に使用する材料、施工機械、気象条件、施工、交通開放、基準等については共通仕様書 13-8、本特記仕様書 27-4-3【4】及び舗装施工管理要領の規定を適用するものとする。

2) 種別

舗設工の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

種別	区分内容	備考
舗設工 A (t = 60 cm)	粒状路盤 (厚さ 30 cm)、アスファルト安定処理混合物 (厚さ 20 cm)、基層用遮水性アスファルト混合物 (厚さ 6 cm) 高機能Ⅱ型用混合物 (厚さ 4 cm) を人力にて舗設するもの。ただし伸縮装置基礎 A 上部に舗設するアスファルト安定処理混合物はそれぞれ (厚さ 9.5 cm) (厚さ 23 cm) を舗設するものとする。	立坑部

3) 材料及び基準

(1) 使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数

共通仕様書 13-8-5 「材料及び基準」に示す使用するアスファルト及び骨材の粒度の種類、マーシャル供試体の突固め回数等については次のとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合による単価の変更は原則として行わないものとする。

アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突固め回数
高機能舗装Ⅱ型用混合物 (表層)	改質アスファルト (一般用)	5.3%	最大粒径13mm	両面 各50回
基層用遮水性アスファルト混合物 (基層)	改質アスファルト (一般用)	4.9%	最大粒径20mm	両面 各75回
アスファルト安定処理混合物 (上層路盤)	ストレートアスファルト (60~80)	4.0%	最大粒径40mm	両面 各50回

本施工における舗装工事管理週報 (舗装施工管理要領 付録-1 管理様式-202) にあわせて、週報に記載する出荷日の注文伝票 (写し)、納入伝票 (写し)、自動計量装置の印字記録装置の印字記録を提出するものとする。

(2) 基層用遮水性アスファルト混合物

1) 骨材の粒度

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の骨材の配合設計粒度は、表-1のとおりとする。なお使用する骨材の密度が 0.2 g/cm³ 以上異なる場合には配合比の修正を行うものとする。

表-1 基層用遮水性アスファルト混合物の配合設計標準粒度範囲

ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)
26.5	100
19.0	95~100
13.2	75~90
9.5	65~83
4.75	50~67
2.36	37~53
0.6	24~30
0.3	16~24
0.15	9~14
0.075	7~10

2) 配合試験基準値

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の配合試験、規定値及び品質基準値は下表のとおりとする。

表－2 基層用遮水性アスファルト混合物の配合試験

種別	試験項目	試験方法	試験頻度	規定値
基層用遮水性アスファルト混合物	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	材料及び配合粒度が異なるごとにAs量5点で標準各3個、推定最適As量を挟む3点で水浸各3個	表－1 表－3
	ホイールトラッキング試験	試験便覧 B003 注1)	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回 (3枚/回)	表－3
	水浸ホイールトラッキング試験	試験法 244	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回 (2枚/回)	平均はく離率 5%以下
	透水係数	試験便覧 B017T	上記試験を満足する各粒度の最適As量で1回 (3個/回)	1.0×10^{-7} 以下

注 1) 供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密の $100 \pm 1\%$ 以内とする。

表－3 基層用遮水性アスファルト混合物のマーシャル試験基準値

項 目	基準値
マーシャル安定度 (kN)	6以上
フロー値 (1/100cm)	15～40
空隙率 (%)	2～3
飽和度 (%)	70～85
水浸マーシャル残留安定度 60℃ 48時間 (%)	75以上

表－4 基層用遮水性アスファルト混合物の混合物性状

項 目	基準値
動的安定度 (回/mm)	1,000以上
平均はく離率 (%)	5以下
水密性 (透水係数) (cm/秒)	1.0×10^{-7} 以下

3) 試験練り

基層用遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度は舗装施工管理要領によらず表－5のとおりとする。

表－5 基層遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度

種別	項目	試験項目	試験方法	試験ひん度
基層用遮水性アスファルト混合物	各種材料の条件	常温・加熱骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	各2個/1回
	混合条件	アスファルト量	—	3点/1配合 注4)
		混合量、混合時間及び温度管理	—	適 宜
	混合物の性状	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	1 回/ 1 配合 As量3点で標準、 水浸各3個
		アスファルト含有量試験	自動計量記録装置または試験便覧G0 2 8による	出荷毎全バッチまたは1回/1配合 (2個/1回)
		ホイールトラッキング試験 注1)	試験便覧 B003	1 回/ 1 配合 (3枚/1回)

種別	項目	試験項目	試験方法	試験ひん度
		透水係数 注2)	試験便覧 B017T 注3)	1 回/ 1 配合 (3個/回)
		水浸ホイールトラ ッキング試験 注2)	試験法 244	2枚/1配合

注1) アスファルトプラント排出の混合物にて供試体を作製する。なお、供試体の密度は、マーシャル試験における締固め密度の100±1%以内とする。また、ホイールトラッキング試験機は同一機械とし、原則として配合試験で使用した試験機とする。

注2) 供試体は最適締固め温度にて作製し、指定の頻度で試験を実施するものとする。

注3) 試験は、「舗装施工管理要領」Ⅱ．建設工事関係 1－1 (4) (b) (ii)に従って行うものとする。

注4) アスファルト量を変化させた3点（最適アスファルト量及び±0.3%）すべてにおいて、舗装施工管理要領に基づく混合物の性状確認試験を実施したうえで試験舗装実施配合を決めるものとする。

【19】撤去工

1) 定義

撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、工事に伴い不要となる付属物等を撤去することをいう。

2) 種別

撤去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
撤去工 伸縮装置	A 1 及び A 2 橋台に設置されている既設伸縮装置を撤去し、久喜白岡 J C T 高架下資材置場まで運搬するもの	
撤去工 仮設段差防止装置	A 1 及び A 2 橋台に設置されている仮設段差防止を撤去し、久喜白岡 J C T 高架下資材置場まで運搬するもの	
撤去工 樹木伐採	橋台路肩部の樹木を撤去するもの	
撤去工 工事標識	工事案内標識を撤去し久喜白岡 J C T 高架下資材置場まで運搬するもの	
撤去工 ガードケーブル端末 G c - A - T 1	A 2 橋台路肩側に設置されている既設ガードケーブル端末を撤去し久喜白岡 J C T 高架下資材置場まで運搬するもの	
撤去工 ガードレール G r - A - 2 B (B P)	A 2 橋台路肩側ウィング部に設置した防護柵を撤去し久喜白岡 J C T 高架下資材置場まで運搬するもの	

3) 施工

(1) 建設発生木材、撤去材の処分については別途指示するものとし、これらに要する必要については監督員と受注者で協議して定めるものとする。

【20】撤去設置工

1) 定義

撤去設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、工事に伴う支障物を撤去し設置することをいう。

2) 種別

撤去設置工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
撤去設置工 単柱標識	本工事で支障となる既設標識を撤去し、施工完了後に再設置するもの	
撤去設置工 LED標識	本工事で支障となる既設LED標識を撤去し、施工完了後に再設置するもの	
撤去設置工 排水管A	ジャッキアップ用鋼製ブラケットの設置に支障となる排水管を撤去、運搬及び処分し、新しい材料にて設置するもの	
撤去設置工 コンクリートブロック	ジャッキアップ用鋼製ブラケットの設置に支障となる護岸のコンクリートブロックを撤去、運搬及び処分し、新しい材料にて設置するもの	
撤去設置工 橋名板	A1、A2橋台路肩側、壁高欄に設置されている既設橋名板を撤去し壁高欄復旧時に再設置するもの	
撤去設置工 橋歴板	A1、A2橋台中分側、地覆に設置されている既設橋歴板を撤去し壁高欄復旧時に再設置するもの	

3) 材料及び施工

(1) 排水管に使用する材料については「構造物施工管理要領」Ⅱ－5－4の規定に適合するものとする。

(2) コンクリートブロック復旧時は同一の材料で原形復旧するものとする。

27-3-4 契約変更について

契約締結後、入札手続において採用された受注者の技術提案及び入札書を元に、受発注者協議の上、桁遊間確保工について必要な契約項目及び数量を設定するものとする。なお、設定した契約項目の金額の合計は当初契約時の高度技術提案に要する費用と一致するものとする。

技術提案により、本特記仕様書12「工程表及び履行報告に関する事項」で規定する工程表の項目が不要となる場合は、契約締結後、契約変更により、対象となる単価項目の数量を減ずることとする。

27-3-5 数量の検測

桁遊間確保工の数量の検測は、設計数量（式）で行うものとする。

27-3-6 支払

桁遊間確保工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。高度技術提案に要する費用の契約単価には技術提案の履行に必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目
特一（１） 桁遊間確保工
A

検測の単位
式

27-4 支承取替工

27-4-1 定義

支承取替工とは、既設支承の撤去並びに新設する支承の製作や据付、およびそれに付随する補強部材の製作や架設を行うことをいう。

なお、その工事内容は設計図「支承取替工A」に示すとおりとする。

27-4-2 区分及び作業内容

（１）区分

支承取替工の単価表の項目及び区分は、次のとおりとする。

区分番号	区分名称	項目名称
【１】	構造物保全工	支承取替工 B・P（A） B・P（B）
【２】	交通規制工	交通規制工 一車線規制 A 一車線規制 B 交通保安要員 交通誘導警備員 B
【３】	構造物補強工	補強部材の製作 B C 補強部材の架設 B C 高力ボルト本締め工A2 高力ボルト本締め工B

（２）作業内容

支承取替工の単価表の項目及び作業内容は次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
支承取替工 A	本特記仕様書27-4-3「材料及び施工等」に示すとおりとする。

27-4-3 材料及び施工等

支承取替工の材料及び施工等は次のとおりとする。

【１】構造物保全工

１）区分

支承取替工の支承の区分は次のとおりとする。

支承B P・B：鋳鋼（SC450）を主材料とし、溶融亜鉛めっき処理を施しゴムプレート及びふっ素樹脂滑り板（PTFE）を用いたすべり支承

２）種別

支承取替工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	適用
支承取替工 B P ・ B (A)	・ 橋梁下からの部材荷上げ ・ ジャッキアップ用鋼製ブラケットの製作、設置 ・ あと施工アンカーの削孔、定着 ・ ジャッキアップ ・ 既設支承の撤去、既設アンカーの切断 ・ 既設台座コンクリートのはつり処理 ・ 新設支承の製作（防錆、運搬を含む） ・ 新設支承の据付 ・ 無収縮モルタルの打設 ・ ジャッキダウン ・ ジャッキアップ用鋼製ブラケットの撤去、処分	A 1 外主構 A 2 外主構
支承取替工 B P ・ B (B)	・ 橋梁下からの部材荷上げ ・ ジャッキアップ用鋼製ブラケットの製作、設置 ・ あと施工アンカーの削孔、定着 ・ ジャッキアップ ・ 既設支承の撤去、既設アンカーの切断 ・ 既設台座コンクリートのはつり処理 ・ 新設支承の製作（防錆、運搬を含む） ・ 新設支承の据付 ・ 無収縮モルタルの打設 ・ ジャッキダウン ・ ジャッキアップ用鋼製ブラケットの撤去、処分 ・ 既設制震ダンパーの一時撤去、再設置 ・ 既設検査路梯子の一時撤去、再設置	A 1 中主構 A 2 中主構

3) 材料

支承取替工に使用する材料、種別は次のとおりとする。

なお支承については、設計図書に示す形状寸法や材料規格を変更してはならない。

材料	種別	適用規定
支承	鋼製支承	構造物施工管理要領Ⅱ－５－２
鋼製ブラケット	鋼板で製作するもの	共通仕様書１０－６－３
アンカーボルト	棒鋼で製作するもの	共通仕様書８－４
定着用接着剤材料		構造物施工管理要領Ⅲ－６－２－１
無収縮モルタル	支承用無収縮モルタル	構造物施工管理要領Ⅲ－５－１－２

4) 施工

共通仕様書１７－１２－３「施工」に以下を追加する。

- (１) あと施工アンカーの施工は、本特記仕様書２７－３－３【１２】４)「施工」の規定に従うものとする。
- (２) ジャッキアップ補強部材は施工完了後も存置するものとする。
- (３) ジャッキアップ用鋼製ブラケットは施工完了後撤去し、処分するものとする。

- (4) 撤去した既設支承は久喜白岡 J C T 高架下資材置場まで運搬し、仮置きするものとする。また処分については別途指示するものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。
- (5) 既設コンクリート構造物のはつり処理は人力及びウォータージェット工法によるものとし、本特記仕様書 2 7 - 3 - 3 【8】 3) 「構造物等取壊し工の施工」の関連項目の規定に従うものとする。
- (6) コンクリート構造物の廃材処理にあたっては、共通仕様書 1 - 2 8 の規定に基づき、適切に行うものとする。
- (7) 既設台座コンクリートの取り壊し等により発生した廃材の処理については、本特記仕様書 1 9 - 1 「建設副産物の活用等」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用は契約単価に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

【2】交通規制工

1) 交通規制工の種別

共通仕様書 1 9 - 3 - 2 「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容については下表のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所	区分内容	規制時間	備考
一車線規制 A	東北自動車道 (下り) 羽生IC～館林IC	「道路保全要領 (路上作業 編)」に規定する 走行車線規制 及び追越車線 規制をいい、設計 図に示す交通規 制図に基づき実 施するもの。	08:00～18:00 (09:00～17:00)	
一車線規制 B	東北自動車道 (上り) 羽生IC～館林IC		06:00～15:00 (07:00～14:00)	

- ①各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ②上表の規制時間とは、1 回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。
- ④交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は交通規制工に含むものとする。
- なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2) 交通規制工の施工

- (1) 本特記仕様書 8 - 4、及び道路交通法第 8 0 条の規定に基づく協議に伴い実施するものとする。
- (2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

3) 交通安全要員の種別及び配置

- (1) 共通仕様書 1 9 - 4 - 2 「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置場所 (拘束時間)	休憩時間における 交替要員の計上	備考
交通誘導警備員 B	08:00～17:00 (07:30～17:30)	無	

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

配置場所		交通保安要員の種別	配置人数	休憩時間における 交替要員	摘要
久喜白岡 J C T 高架下資材置場	・工事車両出入口	交通誘導警備員 B	1 人	—	
利根川右岸側 河川管理用道路 出入口付近	・工事車両出入口	交通誘導警備員 B	1 人	—	
利根川左岸側 河川管理用道路 出入口付近	・工事車両出入口	交通誘導警備員 B	1 人	—	

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

4) 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書 19-4-3「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

【3】構造物補強工

1) 構造物補強工の定義

構造物補強工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物の補強をいい、補強に用いる鋼部材(以下「補強部材」という)の製作、輸送、防錆及び架設に関する一般事項を取り扱う。

2) 補強部材の製作の種別

補強部材の製作の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
補強部材の製作 B	鋼製台座及び支点部補強部材の製作加工、工場塗装及び輸送を行うもの	
補強部材の製作 C	ジャッキアップ補強部材の製作加工、工場塗装及び輸送を行うもの	

3) 補強部材の製作の材料

補強部材の材料は、共通仕様書 10-6-3の規定に従うものとする。

4) 補強部材の製作

(1) 補強部材の製作は、共通仕様書 10-6-4 (1) 及び (2) の規定に従うものとする。

(2) 部材製作に先立ち、実橋の寸法調査、取付位置の確認を行い、その結果を製作に反映させ

るものとする。実橋の確認により、補強部材取付位置の既設部材に損傷及び変状が確認された場合は監督員へ報告するものとする。また、損傷及び変状に対する補修等の必要が生じた場合は監督員の指示に従うものとし、その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

5) 補強部材の架設の種別

補強部材の架設の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
補強部材の架設 B	鋼製台座及び支点部補強部材の取付を行うもの ・橋梁下からの補強部材荷上げ ・補強部材取付工 ・既設部材のボルト孔明 ・高力ボルト本締め工 ・現場溶接工 ・既設ソールプレート撤去 ・既設部材の旧塗膜剥離及び素地調整（1種ケレン） ・既設部材及び補強部材の塗装	
補強部材の架設 C	ジャッキアップ補強部材の取付を行うもの ・橋梁下からの補強部材荷上げ ・補強部材取付工 ・既設部材のボルト孔明 ・高力ボルト本締め工 ・現場溶接工 ・既設部材の旧塗膜剥離及び素地調整（1種ケレン） ・既設部材及び補強部材の塗装	
補強部材の架設 高力ボルト本締め工A 2	トルシア形高力ボルト（S 1 0 T）の材料調達、材料運搬、本締め、ピンテール処理を行うもの	
補強部材の架設 高力ボルト本締め工B	高力ワンサイドボルト（M U T F 2 4）の材料調達、材料運搬、本締め、ピンテール処理を行うもの	

6) 補強部材の架設の素地調整及び塗膜剥離

補強部材の架設の素地調整及び塗膜剥離は、本特記仕様書 2 7 - 3 - 3 【1 0】6) 「補強部材の架設の素地調整及び塗膜剥離」によるものとする。

7) 補強部材の架設の材料及び施工

補強部材の架設に関する材料及び施工は、共通仕様書 1 0 - 7 - 2 「材料及び施工」、1 0 - 9 - 2 「施工」によるほか、以下によるものとする。

- (1) 現場溶接の施工は日本道路協会「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)」2 0 . 8 の規定に従うものとする。なお、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (2) 撤去した部材は久喜白岡 J C T 高架下資材置場まで運搬し、仮置きするものとする。また処分については別途指示するものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

2 7 - 4 - 4 契約変更について

契約締結後、入札手続において採用された受注者の技術提案及び入札書を元に、受発注者協議の上、支取替工について必要な契約項目及び数量を設定するものとする。なお、設定した契約項目の金額の合計は当初契約時の高度技術提案に要する費用と一致するものとする。

技術提案により、本特記仕様書 1 2 「工程表及び履行報告に関する事項」で規定する工程表の項目が不要となる場合は、契約締結後、契約変更により、対象となる単価項目の数量を減ずることとする。

る。

27-4-5 数量の検測

支承取替工の数量の検測は、設計数量（式）で行うものとする。

27-4-6 支払

支承取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。高度技術提案に要する費用の契約単価には技術提案の履行に必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（2） 支承取替工	
A	式

28. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【共通仮設費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
仮設材運搬費	仮設材等（ライナープレート、セグメントビーム、仮設覆工板、仮設防護柵、敷鉄板、鋼製エレメント推進架台）の運搬に要する費用をいう。	
地質調査等費	エレメント推進工の補助工法における試料土の採取及び室内配合試験に要する費用をいう。	
動態観測費 （器具・設置・観測）	エレメント推進工における高速道路路面計測の計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用をいう。	
非破壊検査試験費A	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	
非破壊検査試験費B	非破壊試験により、ジャッキアップ用鋼製ブラケット施工箇所およびアンカー工施工箇所の鉄筋配置間隔や深さを調査し、削孔位置を確定するための基礎となる資料を作成し躯体に鉄筋位置が分かるようにマーキングするために要する費用をいう。	
剥離剤用養生設備工費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、足場の床面及び側面に、シート張防護を設置する作業に要する費用をいう。	

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
剥離剤用環境対策資機 材費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、簡易セキユリールーム、エアシャワー・負圧集塵機・真空掃除機（フィルター交換に要する費用を含む）、吸気用ダクト及び排気用ダクトの設置に要する費用をいう。	
剥離剤用安全衛生保護 具費	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、呼吸用保護具（送気装置、フィルター交換に要する費用を含む）、使い捨て防護服（タイプ5）、防護手袋及びシューズカバーに要する費用をいう。なお、呼吸用保護具本体はエアラインマスクとする。	

【準備工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
作業ヤード整備費	中央分離帯作業ヤードの整備のために要する費用をいう。	

【仮設備工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
足場工費 A	耐震補強に必要な足場工（防護型側面）に要する費用をいう。	
足場工費 B	R C パラペット施工に必要な足場工（標準型側面）に要する費用をいう。	
支保工費	延長床版施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。	
換気設備費	鋼製エレメント内部の施工において作業室への換気に必要な設備に要する費用をいう。	

【雑工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
鋼製エレメント推進架 台費	エレメント推進工における架台設備に要する費用をいう。	

2.9. 補足事項

2.9-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 光通信ケーブル等の仮移設及び復旧工を追加する場合がある。
- (2) 既設構造物の劣化箇所やひび割れ、鉄筋の著しい損傷箇所が発見された場合の補修及び既設床版の断面修復工を追加する場合がある。
- (3) 橋梁排水装置の取替を追加する場合がある。
- (4) 施工箇所における交通量の変動により、規制可能時間を変更する場合がある。

2.9-2 工事記録の作成及び提出について

(1) 工事記録情報

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、様式-6「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

2.9-3 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書1-6.2「交通安全管理」(5)における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

2.9-4 交通規制内での重機故障時の対応

高速道路等の交通規制中に、重機等が故障して交通規制解除が遅れた場合は、高速道路等を利用している一般車両に多大な影響を与えることから、「重機等故障時対応マニュアル」(平成21年1月 関東支社加須管理事務所)に基づき、機械故障時の対応についての計画書を作成し、交通規制を伴う工事の施工開始前(2週間前)に監督員に提出するものとする。

2.9-5 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

2.9-6 緊急時の協力業務

本工事期間中に加須管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

2.9-7 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、ETC(Electronic Toll Collection System)が整備されているインターチェンジ等をETC無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

29-8 間接工事費の変更

29-8-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・ 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・ なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

29-8-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

29-8-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式8）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式8）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

29-8-4 間接工事費の増加費用の協議

- （1）受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式9）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- （2）受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- （3）間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式10）を監督員に提出し協議するものとする。
- （4）間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式11）を監督員に提出するものとする。
なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

29-8-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

29-8-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとお

りとする。

- ①共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式８）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ②現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式８）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

２９－９ 材料調達に伴う変更

２９－９－１ 対象となる資材等

本工事の、「仮設材（鋼材）」については、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式１２）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式１３）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者との協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

単価表の項目	項目の名称	資材名	規格
桁遊間確保工	構造物掘削	仮設材（鋼材）	ライナープレート
	構造物掘削	仮設材（鋼材）	セグメントビーム
	仮設防護柵工	仮設材（鋼材）	仮設防護柵（Ｈ鋼基礎）
	仮設覆工板工	仮設材（鋼材）	鋼製覆工板

２９－１０ 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添－６）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

２９－１１ 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

２９－１２ 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

２９－１３ ICTの活用について

本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、生産性向上を図るため、受注者から ICT 土工に関する施工の提案ができる工事である。受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者との協議して定めるものとする。

29-14 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「1-2 用語の定義」に定める「確認」及び「1-30 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

29-15 快適トイレ

29-15-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

29-15-2 仕様

快適トイレは下表の（1）～（11）の仕様を満たすものを原則とする。なお（12）～（17）については仕様を満たしていれば快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（1）洋式便器
	（2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（3）臭い逆流防止機能
	（4）容易に開かない施錠機能
	（5）照明設備
	（6）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5 kg以上とする）
付属品として備えるもの	（7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（8）入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
	（9）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（10）鏡と手洗器
	（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（12）便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	（13）擬音装置（機能を含む）
	（14）着替え台
	（15）臭気対策機能の多重化
	（16）室内温度の調整が可能な設備
	（17）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

29-15-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

29-15-4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで51,000円／基・月を上限とする。また、

対象数量の上限は男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

2 9 - 1 6 熱中症予防に係る対策費用

2 9 - 1 6 - 1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 9 - 1 6 - 2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－1 に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－1 に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

2 9 - 1 6 - 3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年 5 月 1 日～9 月 3 0 日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後 1 ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

2 9 - 1 6 - 4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

2 9 - 1 7 猛暑対策に係る工期・施工時間帯の変更について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第 2 2 条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

以 上

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）

支社長（所長）

殿

住所

会社名

代表者名

工事費構成内訳書及び工程表の提出について

（工事名）

標記工事について、工事費構成内訳書及び工程表を作成しましたので、提出します。

工事費構成内訳書

(工事名)

工種・種別・細別	単位	数量	金額	摘要
直接工事費	式	1	0	
うち材料費	式	1	0	
うち労務費	式	1	0	
共通仮設費（積上計上及び率計上の計）	式	1	0	
現場管理費	式	1	0	
うち法定福利費の事業主負担額	式	1	0	
うち建退共制度の掛金	式	1	0	
一般管理費等	式	1	0	
工事原価のうち安全衛生経費	式	1	0	

※土木工事の場合は、「単価表の合計金額」から、共通仮設費（積上計上）を除いた金額とすること。

令和年月日

関東支社 ○○工事（管理）事務所

（前月まで） 線上に計画出来高 %

11 27 50 70 100

9 23 50

（今月分）

（線下に実施出来高 %）

至) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)

[illegible]

様式－ 2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

（工事名）

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以 上

《注意事項》

- ・別添の工程表は、様式－ 1 とする。
- ・Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工期

自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

(〇〇〇日間)

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

令和 年 月 日

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残 存 物 件 調 書 （受注者→監督員）

- 1 工 事 等 名
- 2 工事等場所
- 3 発生（受領）年月日
- 4 原因名及び原因発生年月日

品 名	材 質 (規 格 等)	概 算 数 量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のとおり報告します。
監督員 ○○○○殿

受 注 者 △△△△
現場代理人 ◇◇◇◇

- （注） 1．発生年月日は受渡日を記入する。
2．原因別に一葉ずつ作成する。
3．写真を添付する。
4．「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
5．Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

- １．工事名： 工事（工期： ～ まで）
- ２．発注者：
- ３．受注者：
- ４．再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量（m ³ ）	使用予定月

- ５．情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量を F A X で情報提供をお願いします。
- ６．情報提供先及び連絡先
受注者：
T E L：
F A X：
現場代理人：
担 当：

以 上

再 生 資 材 使 用 計 画 書

施工工程	利用使途	使用数量 (m ³)	再資源化施設			備 考	使用予定数量 (m ³)	
							再生材	新 材

上段 供給可能数量（－は供給可能量が無い場合）

下段（ ）書きは使用予定数量（×については供給されない理由を備考欄に記入する）

（注）Kcube2 による提出とする

監督員

殿

受注者

現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名			
No.	工種名	工事情報(テーブル名)	数量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する

(注2) Kcube2 による提出とする

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

- 1. 不動産の種類
- 2. 不動産の所在地
- 3. 不動産の使用目的
- 4. 必要面積
- 5. 貸付希望期間
- 6. 添付書類
 - 工事請負契約書（写）
 - 特記仕様書（写）
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ _____ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

《注意事項》

・ Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け
積りいたします。

号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額について
は同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

(様式－12)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇－1に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材（鋼材）					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目	調達予定数量	購入伝票等No	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (5) * (6)	(8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設㈱（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

低速プロファイラの運用に関する補足資料

1. 適用範囲

本資料は、舗装工事の出来形基準「平たん性」の測定に際し、「低速プロファイラによる路面のIRI測定方法」（試験法251）に基づき使用する低速プロファイラの性能に係る事前確認方法について記載する。

2. 用語の定義

本補足資料で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）使用有効期間

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を保持するために、低速プロファイラ製造会社が定めた一定期間をいう。

（２）性能

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する、距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値をいう。

（３）性能確認

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、測定および結果の整理を行い、性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を確認するものをいう。

（４）校正試験

低速プロファイラ製造会社が行う、低速プロファイラの清掃・消耗品の交換・搭載されている各計測機器の校正に対し、低速プロファイラが正常に動作するか確認するための試験をいう。

（５）校正

低速プロファイラに搭載されている各計測機器の示す値と、基準値との誤差を確認し、各計測機器を調整して誤差の修正を行うものをいう。

（６）性能確認調査

低速プロファイラ製造会社が、低速プロファイラの製造時、性能に影響する改造時および校正試験時に行う性能確認について、性能確認の方法および結果の確認を行うものをいう。

3 使用機器の事前確認

舗装施工管理要領「Ⅱ 建設工事関係1-5出来形基準」および「Ⅲ 補修工事関係1-5出来形基準」に規定する「平坦性」の測定に用いる低速プロファイラについては、NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき確認した性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を満足した機器であることを事前に確認するものとする。

3.1 使用する機器

受注者は、舗装工事に使用する低速プロファイラについて、使用に先立ち、当該工事の工期を踏まえて機器の使用有効期間内であることを確認のうえ、故障・損傷がないものを使用するものとする。また、使用有効期間を超過する機器および故障・損傷のある機器については、低速プロファイラ製造会社による較正試験および性能確認を行うものとする。

3.2 使用確認願の提出

受注者は、低速プロファイラ使用確認願（様式-1）を監督員へ提出するものとする。

なお、使用確認願には、低速プロファイラの製造会社名および機種種の諸元（機種型式、製造番号）を記し、低速プロファイラの製造会社による較正試験結果、性能確認結果（様式-2）の写しを添付するものとする。

3.3 低速プロファイラ製造会社（販売者）の責務

- 1) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO 試験方法 付属書 001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、製造時、性能に影響する改造時、較正試験時に性能確認を実施するものとし、低速プロファイラの性能を保持するため、使用有効期間を設けるものとする。
- 2) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO が行う性能確認調査に対して、協力しなければならない。
この場合、NEXCO は具体的な内容等を事前に低速プロファイラ製造会社に通知するものとする。
- 3) 修理時や較正時に、むやみに改造を行ってはならない
- 4) やむを得ない改造が必要な場合は、監督員若しくは NEXCO 総研に確認するものとする。

様式-1

令和 年 月 日

殿

受注者
現場代理人

低速プロファイラ使用確認願

工事名) _____

標記工事について、下記のとおり低速プロファイラを使用したいので、確認願います。

記

1. 低速プロファイラの製造会社名および機種名

製造会社名) ○○

機種型式) ○○

製造番号) ○○

2. 添付書類

- ・製造会社の較正試験結果および性能確認結果（写） 各1部

以上

（注）Kcube2による提出とする

試験法一付属書 001		路面プロファイラの性能確認方法	
製造会社名		機種型式	
測定年月日		測定者	
		製造番号	
		舗装種別	

IRI精度評価値		試験プロファイル											平均			
		往路						復路								
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目		6回目		
基準プロファイル (移植性性能値)	水準															
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目														
		2回目														
		3回目														
		4回目														
		5回目														
		6回目														
	復路	1回目														
		2回目														
		3回目														
		4回目														
		5回目														
		6回目														

プロファイラ性能評価値		試験プロファイル											平均			
		往路						復路								
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目		6回目		
基準プロファイル (移植性性能値)	水準															
試験プロファイル (反復性性能値)	往路	1回目														
		2回目														
		3回目														
		4回目														
		5回目														
		6回目														
	復路	1回目														
		2回目														
		3回目														
		4回目														
		5回目														
		6回目														

距離測定精度		距離測定			
		延長	誤差量 各回	誤差率（％） 各回	精度（％） 各回
基準長					
測定長	往路	1回目			
		2回目			
		3回目			
		4回目			
		5回目			
		6回目			
	復路	1回目			
		2回目			
		3回目			
		4回目			
		5回目			
		6回目			
全回平均					

IRI精度評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=		×	
	=			
プロファイラ性能評価値	=	移植性性能値	×	反復性性能値
	=		×	
	=			
距離測定精度	=	1	－	距離測定誤差
	=		－	
	=			

試験法一付属書 001		路面プロファイラの性能確認方法			
製造会社名	〇〇〇	機種型式	〇〇〇	製造番号	〇〇〇
測定年月日	〇〇〇	測定者	〇〇〇	舗装種別	〇〇〇

IRI精度評価値														試験プロファイル										プロファイラ性能評価値														試験プロファイル													
基準プロファイル (移植性性能値)		水準	往路						復路						平均	基準プロファイル (移植性性能値)		水準	往路						復路						平均																				
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目					1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目																											
試験プロファイル (反復性性能値)		往路	1回目	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.970	0.980	0.990	0.970	0.980	1.000	0.982	試験プロファイル (反復性性能値)	水準	1回目	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.951	0.960	0.970	0.951	0.960	0.980	0.962																			
試験プロファイル (反復性性能値)	2回目				0.990	1.000	0.990	0.970								0.988			2回目			0.970	0.970	0.980	0.970									0.968																	
	3回目					0.980	0.990	0.990											3回目				0.960	0.970	0.970																										
	4回目						0.990	0.980											4回目					0.970	0.960																										
	5回目							0.990											5回目						0.970																										
	6回目																		6回目																																
	試験プロファイル (反復性性能値)		1回目									0.990	0.980	1.000	0.990				0.970	0.988	1回目										0.970	0.960	0.980		0.970	0.951	0.968														
2回目												0.990	0.990	1.000	0.990	2回目														0.970	0.970	0.980	0.970																		
3回目													0.980	0.990	0.990	3回目														0.960	0.970	0.970																			
4回目														0.990	0.980	4回目															0.970	0.960																			
5回目															0.990	5回目															0.960	0.970																			
6回目																6回目																0.960	0.960																		

距離測定精度				距離測定				IRI精度評価値				プロファイラ性能評価値			
基準長				延長	誤差量 各回	誤差率（％） 各回	精度（％） 各回	= 移植性性能値 × 反復性性能値				= 移植性性能値 × 反復性性能値			
測定長				240.000				= 0.982 × 0.988				= 0.962 × 0.968			
測定長				240.000				= 0.970 (97.0%)				= 0.931 (93.1%)			
測定長				240.000				= 1 — 距離測定誤差				= 1 — 0.06%			
測定長				240.000				= 99.94%							
測定長	往路	1回目	240.212	0.212	0.09%	99.91%	測定長	往路	1回目	240.212	0.212	0.09%	99.91%		
		2回目	240.488	0.488	0.20%	99.80%			2回目	240.488	0.488	0.20%	99.80%		
		3回目	240.439	0.439	0.18%	99.82%			3回目	240.439	0.439	0.18%	99.82%		
		4回目	239.769	-0.231	-0.10%	100.10%			4回目	239.769	-0.231	-0.10%	100.10%		
		5回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%			5回目	240.223	0.223	0.09%	99.91%		
		6回目	240.250	0.250	0.10%	99.90%			6回目	240.250	0.250	0.10%	99.90%		
	復路	1回目	240.512	0.512	0.21%	99.79%		復路	1回目	240.512	0.512	0.21%	99.79%		
		2回目	239.789	-0.211	-0.09%	100.09%			2回目	239.789	-0.211	-0.09%	100.09%		
		3回目	240.334	0.334	0.14%	99.86%			3回目	240.334	0.334	0.14%	99.86%		
		4回目	239.224	-0.776	-0.32%	100.32%			4回目	239.224	-0.776	-0.32%	100.32%		
全回平均					0.06%	99.94%	全回平均					0.06%	99.94%		

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

取得報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり現場閉所の実績を報告いたします。

記

項 目	内 容	週 数	備 考
対象期間	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日 着工日 工事完成日		
	対象期間のうち、1 週間として 7 日間を確保できた週数	週間	
現場閉所日	現場閉所を 2 日／7 日以上確保できた週数	週間	
現場閉所率	対象期間の全ての週において、現場閉所が 2 日／7 日以上 確保できているか？	達成・ 未達成	

※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。

※1 週間の定義は「工期開始日の曜日始まり」を基本とする。

※工期のうち、1 週間が 7 日間に満たない場合は除くものとする。

危険物等チェックシート①

工事名 _____

受注者名 _____

事務所 _____

保管場所名 _____

年 月 日 時点

危険物名称	危険物数量 (全数量)	塗料メーカー及 び製品名称	危険物				指定可燃物		使用期間	備考(使用方法 は施工計画書に 明記すること)
			第一石油類 【非水溶性】 (引火点21℃ 未満のもの)	第二石油類 【非水溶性】 (引火点21℃ 以上で70℃未 満のもの)	第三石油類 【非水溶性】 (引火点70℃ 以上200℃未 満のもの)	第四石油類 【非水溶性】 (引火点200℃ 以上250℃未 満のもの)	可燃性液体量	可燃性固体量		
			指定数量:200ℓ (例)都条例5分の1 40ℓ	指定数量:1,000ℓ (例)都条例5分の1 200ℓ	指定数量:2,000ℓ (例)都条例5分の1 400ℓ	指定数量:6,000ℓ (例)都条例5分の1 1,200ℓ	指定数量 :2,000ℓ	指定数量: 3000kg		

※上記管理票については、ファイリングの上、保管場所に保管し、材料の入荷毎に更新すること

危険物等チェックシート②

※チェックした年月日を箱内に記入

●事前確認

- ・共通仕様書1-25-5 危険物の取り扱いについて、その内容を確認している。
- ・危険物等の取り扱い等について、労働安全衛生規則 第256条から267条に記載があるが、その内容を確認している。
- ・工事現場内に搬入する材料及び資機材等が危険物に該当するか確認している。
- ・危険物指定数量未満の危険物の貯蔵及び取り扱いの基準は、市町村条例で定めているため、その条例を確認し、記入している。

実施者氏名:	

●施工計画書

- ・危険物を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、加えて、作業手順を詳細に記述した施工計画書を提出し、その手順を遵守している。

--

●管理・貯蔵

- ・危険物等チェックシートを作成して、危険物等管理責任者が管理している。

--

危険物等管理責任者の職務内容

- 1) 工事現場における1日あたりの危険物の取扱量と保管量の確認
- 2) 作業場所における危険物の取扱い、保管場所・方法の点検及び是正
- 3) 作業終了時に、足場内等の作業場に危険物が残置されていなかの確認。
- 4) 危険物に関する許可・届出との現場の整合についての点検及び是正

- ・各工事の危険物等の保管場所毎のチェックシートを入荷毎に作成(数値はその時点での総量とする。)している。
- ・チェックシートは、ファイリングのうえ、保管場所に保存し、材料の入荷毎に更新する。
- ・消防法第10条第2項で定める同一の場合は、原則として工区全体を一つの同一場所として、管理している。
ただし、防火上有効に隔てられていると認められ場合には、所轄消防署に協議のうえ、同一の場所として運用することも可能である。

●許可・届出

- ・指定数量以上の場合、市町村長の許可により危険物貯蔵所・取扱所等を設置している。
- ・指定数量の5分の1以上、指定数量未満の場合、消防長又は消防署長へ少量危険物貯蔵・取扱の届出を行っている。
- ・指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品の貯蔵又は取扱いは市町村の条例に従っている。

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト(1/2)

工事名 _____ 受注者名 _____ 事務所 _____

●●年●●月●●日

※チェックした年月日を箱内に記入

1) 計画工程表

- ・実施工程は、安全面に配慮された実施可能な工程となっている。
- ・火花が出る作業と同時期の施工の場合、可燃性ガス等影響がでない離隔がとれている計画となっている。

2) 安全管理体制

- ・塗膜除去工開始前に火災安全パトロールを実施することになっている。

3) 塗膜剥離剤

- ・土木研究所資料土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン(案)改定2版「土木鋼構造物用塗膜剥離剤およびこれを用いた塗膜除去工法の品質規格(暫定案)」の規定を満足している製品である。
- ・使用する剥離剤が危険物及び指定可燃物に該当しないか根拠資料とともに記述している。
危険物かどうかは「危険物等チェックシート」を用いて確認する。

4) 塗膜剥離作業

- ・塗膜剥離作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止している。
- ・電気機器(照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械)は防爆性能を有するものを使用するものとしている。
- ・電気機器の点検、整備及び使用方法が定められ、点検、整備を十分行うこととなっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、帯電防止性能を有する防護服及びシューズカバー等を使用する。
- ・養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能又は防災性能を有するものを使用することとなっている。
- ・かき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生することになっている。
- ・集積した塗膜くずは、足場外に、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、電気設備は防爆性能を有するものを使用することとなっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、全体換気設備についてはプッシュ・プル換気の計画となっており、作業中は常時使用することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、全体換気の他に換気設備を塗膜剥離作業の実施箇所ごとの低位置に配置し、作業中は常時使用することになっている。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、塗膜くずから発生するガスの種類を把握しているか。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、常時換気と併せて、塗膜くずから発生するガスを検知できるガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスが滞留しやすい低い位置で測定を行うこととなっている。
- ・夜間等に換気を停止した場合、作業開始前に十分な換気を行うなど十分な対策を行っている。
- ・可燃性ガスが適切に設定した基準値を超過した場合及びその他必要な異常を察知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うことになっている。

施工計画書

現場確認

実施者氏名:

実施者氏名:

--

--

--

--

--

--

--

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト(2/2)

5) 危険物の管理(保管数量の管理及び保管方法)

- ・危険物の取扱い(数量、保管方法、管理方法等)について、「危険物等チェックシート」に記載している。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・足場内に危険物や有機溶剤を持ち込まないこととなっている。

施工計画書

現場確認

6) 現場における喫煙等

- ・喫煙場所を作業場所と独立した場所に定めている。
- ・足場内への火気(たばこ・ライターなど)の持ち込みを禁止し、確認方法について記載がある。また、実際の現場が計画通りになっている。
- ・喫煙場所を示す表示、注意事項(火気厳禁など)などを現地に掲示することとなっている。
- ・外部からの投げタバコが、作業内に入らない措置をすることとなっている。

7) 最悪事態の回避

- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器を配置することとなっている。
- ・火災を感知する方法として効果的な感知方法(例えば煙感知式)などが採用されている。
- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置することとなっている。
- ・警報機器は、それぞれ有効に感知できる機種を選定している。
- ・警報機器は、適切な位置に配置することとなっている。
- ・避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路を確保し、煙充満時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置することとなっている。
- ・避難距離が長く、安全に避難できないことが懸念される場合は、昇降口以外に非常時の脱出口の設置が計画されている。(避難梯子など)
- ・消火器が、通行時・避難時の支障にならない位置に20m以内の適切な間隔で配置する計画となっている。

8) 作業従事者への教育・訓練

- ・塗膜除去工の作業開始前にすべての作業員に火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・新規入場者への教育についても火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・毎日、朝礼時に、作業員全員で、避難ルートを確認することとなっている。
- ・火災時の状況によっては、避難を優先することを安全教育となっている。

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者 名
現 場 代 理 人 (印)

実績価格調査票の提出について

工事名)
標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注 1) Kcube2 による提出とする

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受 注 者 名	
提 案 項 目	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○(機械名等)にバイオ燃料対応機械を活用する 2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照) バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。 削減される CO2 排出量(t) = ■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ) = ★★t	

(注) Kcube2 による提出とする。